

平成18年第5回定例会

斑鳩町議会会議録

平成18年12月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯邊昭二	6番	浅井正八
7番	小野楨雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	堯川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口楨	係長	峯川敏明
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	堯田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野瑤一也	生涯学習課長	山瑤善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問を受けいたします。

初めに、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、私の方から一般質問に入らせていただきます。

それでは、通告書に基づきまして、まず初めに、住民が安心出来る医療体制、それとそれへの連携についてということで、住民が安心出来る救急医療体制は今どのようなになっているのか。具体的に、空きベッドの把握とか当直医の把握とか近隣他府県の受け入れ体制の把握等についてなんですけども、先般大淀町で妊婦が意識不明のまま受け入れ医療機関探しでたらい回しにされ、あげくの果て搬送先の病院で死亡するという事態がありました。この事件は、今の救急医療体制の弱点を露呈していると思います。住民が安心出来る救急医療体制は、今どのようなになっておりますか。また、それは本当に安心出来る連携プレーが確立されておりますかということでお答え願います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 最近、周産期の医療体制につきまして社会問題となっておりますわけでございますけども、奈良県の周産期の体制でございますが、県内の産科医療機関でハイリスク妊婦患者が発生した場合、まず県立医科大学付属病院、または県立奈良病院に連絡が入ることになっております。その連絡を受けた病院は、県下5つの病院でつくられております周産期ネットワークの情報をもとに、病床数や医師の勤務状況を確認した上で受け入れ病院を紹介するという救急体制をとっているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 妊婦にしましては一刻を争う事件ということで、非常にショックを受けた事件でございましたんで、奈良県の現状を私なりに調べましたが、そういった体制十分とられていないということで、今答弁いただきました周産期、これは妊娠22週目から出産後7日までを周産期というらしいんですが、その救急医療体制の整備に

奈良県もようやく取り組みつつあるということで知らされております。平成20年1月までにとということなんですけども、県立医科大学付属病院で、内科、外科、精神科など数々の専門家の協力を得て、合併症等を持つ重傷な妊婦、あるいは新生児のケアを行うことが出来る医療機関としてセンターを開設するということなんですけども、平成20年、かなりな日数がかかる、準備にはかかるかと思うんですけど、全国的に見れば非常に遅れている県であるという認識を改めて持ったわけなんです。

斑鳩町としましては、産婦人科をとりますと、出産出来る産婦人科も非常に少ないという現状もあります。また、周辺地域におきまして、里帰り出産はお断りとか、いろんな面で非常に不備があると思うんです。つきましては、県に対して要望を重ねていただきたいと思います。

もう1点なんですけども、アスベスト問題なんですけども、当町でもアスベストに関する企業が存在しております、そちらの企業に何遍か私もお伺いする中、県立三室病院がございしますが、そちらに専門医、また専門の科が設置されていないという現状があります。肺がん、中皮腫の患者やそれに至るまでの要観察者、今、企業が指定する遠方の病院で診察を受けているのが現状です。桜井方面と聞いております。

私は、先般竜田工業に出向き、色々現状を聞く中、会社担当者から、三室病院にもこれの専門医並びに専門家を設置出来ないものかと、企業の方から要望されました。以前にも、周辺住民から、要観察者がかなり多数おられまして、私も住んでおります付近が非常に公害地域ということで、500メートル以内に存するわけなんですけども、そういった住民の声を聞く中、やはり近くで、県立三室病院でそういった科なり専門医を設置してもらえるような、要望はしていただいているとは思いますが、その点についてお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどの1点目のご質問で、私の方で言葉足らずになっておったようでございます。質問者も申されておりますように、この周産期の救急医療体制につきましては、県におきましては平成20年の1月までに県立医科大学病院内で設置をしていく、総合の周産期母子医療センターを開設することも決められております町といたしましても、県の方に対しましてそういう体制づくり、そして質問者も言われてます妊婦が安心して出産も出来るように産科の人材確保というものも含めまして県に対しまして要望をいたしていきたいというように考えております。また、保健センター

の中で妊産婦の相談事業につきましても力を入れてまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

それと、2点目の今ご質問をいただいておりますアスベストの関係で、三室病院にというご質問でございますけれども、県立三室病院におきましては、アスベスト関連事業所の周辺住民の健康不安に対応するために、平成17年の10月から平成18年1月まで臨時的に呼吸器専門外来が設置をされまして、週1回の診療を行ってこられました。しかし、現在では、三室病院におきましては、CT等の検査設備はございますものの呼吸器専門外来が設置をされておらず、また専門医におきましても配置がされておらないというところから、アスベストに関しての受診者につきましては積極的な受け入れを行っていないというのが現状でございます。そのことで県の方に確認もしておるわけですが、県内におきましては呼吸器専門医が不足をしているということから、今のところ県立三室病院に呼吸器外来の設置をするということは難しい状況であるというお答えでございました。

現在、県内には、アスベストに関して受診可能な医療機関といたしましては、呼吸器科を標榜している病院、または呼吸器専門医のおられます病院として23の医療機関がございます。斑鳩町の近隣で申し上げますと、恵王病院、近畿大学の医学部奈良病院、奈良社会保険病院、田北病院、郡山青藍病院、奈良厚生会病院などがございます。県といたしましては、住民のアスベスト関連不安がある方には、このような病院で診察を受けていただくようにということで勧めておられるところでございます。

町といたしましても、町内や王寺町にアスベスト関連事業所がございます。周辺住民の方々のアスベストに関します関心も高いことから、検診の利便性を考慮するならば、斑鳩町に隣接いたします県立三室病院に呼吸器専門外来の設置とか専門医の配置を、質問者も申されてますように以前からも申し出を行ってきたところでございますが、現状としてはそういう配置がされておらないと。しかし、引き続き県に対しましてこのような呼吸器専門外来の設置とか専門医の配置を要望をしてみたいというように考えているところでございます。

また、さきにも申し上げましたように、医療機関の関係につきましても、情報を町民の皆様に提供してみたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） アスベストの製造におきましては、今現在竜田工業も行われていないということなんですけども、ただ以前からアスベストは世の中に出回ってまして、建築物とか、これから建築物の取り壊しとかが始まります。ついては、また周辺に飛散と、飛び散るといふことが起こってくるわけですので、県立三室病院に対しまして、専門医の配置、また専門家の設置を引き続き要望していただきたいという要望をしまして次の質問に入らせていただきます。

2つ目は、役場の窓口対応の迅速化について問うということございまして、住民が窓口に来られた時の迅速な対応はされておりますか、一つの例を挙げ質問いたします。

あるバイクショップの担当者がバイクのナンバー登録に来られた時の話ですが、申請してから用件が完了するのにかなりな時間を要するとの指摘を私は受けました。このバイクショップは他の市町村にも登録に行かれるそうで、例えば川西町ではたばこを一服ふかすまでで登録手続が完了するといった、本当に迅速なところもあると聞かされました。斑鳩町は、印鑑をあちこちに押しに回ったり、作業工程が複雑なため時間がかかるとも申されました。事務の簡素化、迅速化に本当に努めておられるかをお聞きしたいと思います。ただ、私今日までこの担当課に参りまして、印鑑がどこに置かれているのかどういった作業工程、作業行動になっておるのか確かめましたところ、このバイクショップもちょっとオーバーなことをおっしゃっているかなという観点は持っておりますがよろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 住民の方などが証明書の交付申請等のために窓口に来られました場合の接遇につきましては、担当課の職員すべてが親切、丁寧かつ的確に対応出来ますように指導を徹底しております。また、手続に要する時間につきましても、極力短縮出来ますように電算化等により対応しているところでございます。

ご質問の原動機付自転車のナンバー登録の手続につきましては、登録されますバイクを課税客体として、また所有者を納税義務者として軽自動車税を課税させていただくこととなりますことから、届出書及び添付書類等に記載されております内容を十分確認させていただき、その上で標識交付証明書を作成し、ナンバープレート及び取り付け用ネジと共に交付させていただいておりますが、通常は数分程度で手続は完了いたします。ただ、他市町村のナンバーの廃車手続を伴う登録の場合につきましては、バイクの車台番号等を当該市町村に照会するため少々時間を要する場合もございます。

また、この証明書に押す公印につきましては、斑鳩町公印規程によりまして税務課専用の公印がございます。ご指摘のような印鑑をあちこちに押しに回るといったようなことにつきましては基本的にはないということをごさいます、先ほど議員もそのようなこともおっしゃっていただいているところでございます。

窓口の混雑状況等によっては多少お時間を要する場合もございますが、その場合はその旨ご説明する等の対応を徹底すると共に、今後も事務の適正化、迅速化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 担当課に参りました時には、お昼休みでも、例えば直属の担当の方がお昼休みとっている時でも、そのサブとして誰でもこの登録が行えるように教育しているということも聞いております。ただ、窓口対応の迅速化は住民サービスの根幹とも言えます。より一層ほかの課におきましても努力を重ねていただくようお願いいたします。

次の質問に入ります。自治会加入についてということでございます。

新しく転入された方に対しまして、行政は自治会加入についてどのように説明されておりますか。また、自治会加入は個人の自由である、別に加入しなくてもよいとの表現はされておられませんか。

私は、現在自治会長をしておるのですが、実は自治会に加入されていない方が数軒あります。でも、ごみの集積場にはごみを出されるし、街灯の恩恵も受けておられます。子ども会の活動も参加されております。地域社会の最小単位である自治会活動は、社会の秩序維持の面では非常に大きく貢献していると思います。これへの加入について、最初に行政からどのような表現で説明されるのかで方向づけが変わってくると思います。地域のコミュニケーションは、犯罪の防止や子どものいじめ、学校の登校拒否、それどころか防犯にも役立っていると思います。住民全戸が自治会活動に参加していただくことがどんなに素晴らしいことかをもっと窓口で当初に説得していただきたいと思うのですが、お答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町への転入手続をするために住民課の窓口に来られた方に対しましては、その時に役場での各種手続方法を案内した斑鳩町行政ハンドブックをお渡ししております。その中に自治会加入の必要性やお願いについて記載しており、また

それらの説明もさせていただいておるところでございます。

自治会とは、地域活動を通じて住民の自治意識を高めると共に、住民と行政の相互の協力関係を深めながらよりよいまちづくりを目指すためのコミュニティの核となる組織であり、そうしたことから我々も自治会が果たす役割や重要性をよく認識し理解もいたしております。

ただ、自治会はあくまで任意の団体でございます。その加入については、住民の意思に基づくものでありますことから、町といたしましては強制的に加入の促進を図れないのが現状でございます。しかしながら、質問者のおっしゃいますように、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、コミュニティの形成、地域社会の連帯強化は欠かすことの出来ないものと考えております。今後とも、自治会加入の必要性について、転入手続の際の窓口である住民課においてさらに一層PRをしてまいりたいと考えております

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、答弁で述べていただきましたように、コミュニティの核となる組織を自治会と位置付けさせていただいております。自治会が果たす役割の重要性につきまして、より一層転入者に対して説得といいますか、周知していただきますことをお願いいたしまして、次の自治会関連の質問に入ります。

自治会に毎週配布される文書がございますが、その書式等の整理について問うということで、自治会あてに毎週いろんな文書が配布されます。自治会長は各戸に配布するのですが、控えに自分も文書を一式とじ込みいたします。この時に、とじ穴が左右ばらばらであったりととじ穴のない書類があったりと、統一性がないのです。また、送られてきた文書が何なのか一覧表がついております。数部ある場合、一覧表で、これとこれと送ったということがかがみの紙がついております。このかがみの文書の表題部とそれぞれの書類の表題部の名称が異なっている場合があります。この場合、とじ込みする時に確認するのですが、ちょっと時間を要する一苦労があります。自治会役員も、配布するのに毎週毎週一苦労ですので、こうしたちょっとしたことですが、整理をしていただくことが非常に助かると思うのです。これは斑鳩町発行の文書、あるいは県発行の文書、色々全般にわたってですけども、お答えいただけますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 自治会役員の方々におかれましては、文書の配布について大変ご苦労をおかけしております。まずこの場をおかりいたしまして御礼を申し上げたい

と思います。

ご質問の文書のとじ穴の統一についてでございますが、広報いかるがや議会だよりなど、基本的に縦書きを多用している文書につきましては右とじになりますが、横書きの冊子などにつきましては左とじの方が見やすい場合もございます、統一性がない原因になっていることだと考えております。今後は、町で発行する文書については、出来るだけ統一がとれるように努めてまいりたいと考えております。また、文書の表題部と一覧表のタイトルにつきましては、今後は同じ表題にするようにさらに徹底を図りたいと考えております。ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） お答えいただきました。出来るだけ統一とれるように努めるということでございます。私一人が感じたのではなく、付近の自治会長複数が感じておられることを申しましたので、一刻も早く改良をお願いいたしまして、次の質問に入ります。野焼きについてでございます。秋の取り入れ時、毎年のことですが、稲刈り後のわらやもみ殻を農家の方は田んぼで燃やされます。しかし、これが周辺住民とトラブルのもととなっております。地球温暖化の原因でもある二酸化炭素の発生を削減するため、野焼きは原則禁止ですが、農業副産物の野焼きにつきましては、特別処置として許されております。このことを一部の住民の方が理解されていないことが原因で、役場に電話が殺到するというのが毎年のごとでございます。やはりきめ細やかにもっと周知していただくということはどうでしょうか。そうすることで役場の対応の作業が減ることにもつながっていくと思うんですが、よろしく申し上げます。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、廃棄物の野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、平成13年4月からでございますけれども、禁止をされております。家庭から出ますごみなどを、ドラム缶や庭など野外で焼却することは違法であるということを知りたくするために、これまで町の広報紙や自治会回覧におきまして定期的に啓発を行ってきているところもございます。

ただし、この野焼きにつきましては、質問者も言われてますように、例外として5つの項目が政令で定められておりまして、その中の1つに、「農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」という項目がございます。稲刈

り後のわらやもみ殻を農家の方が田んぼで燃やされる行為は、この例外規定に当てはまるという解釈でございます。

しかし、質問者もご指摘のように、農業に関します野焼きが法律の例外であることを理解されずに苦情の電話を寄せられる方もおられまして、現場を確認をいたしましたところ、法律の例外規定に当たる焼却であったという場合もございます。そういった場合には、野焼きの行為者に対しましては、風向きとか焼却量などに注意をしていただきまして焼却を行っていただくようお願いもいたします。また、苦情主に対しましては、農業に関する野焼きが法律の例外であることもご理解をいただくように努めてきたところでございます。また、最近、野焼きに関します苦情件数から見て、農業に関します野焼きの苦情件数も増加をしている傾向でございます。こういうことから、本年の9月の広報紙に啓発をいたします際に、農業に関する焼却は例外であることを強調して掲載をさせていただいたところでもございます。

法律に反する焼却が行われているということは、実情ではございます。しかし、これらにつきましては、現地へ赴きまして焼却が出来ないことなどを説明を申し上げますと焼却につきましては中止をしていただいているところでもございます。今後も、野焼き禁止に関する啓発は必要であると、このように考えておりますので、今後、町広報紙、自治会回覧等によりましてこういった啓発を行います際には、農業に関します焼却の例外規定についても十分理解をしていただけるように繰り返し周知を図ってまいりたいとこのように考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） もちろん野焼きをされる農家の方も、非常に周辺地域に対しては気にしながらされておるわけなんですけど、これから燃やすから窓を閉めてくださいとかいう徹底された方もありますけど、されてない方もある。また、明くる日が雨天の場合は早急に燃やさないといけないという自然状況もあります。

参考までにということで、野焼きの苦情件数お示ししていただいております。平成16年度は25件、うち農業関係は3件、平成17年度は20件、うち農業関係は5件、平成18年度は24件、うち農業関係は5件、これは12月までということですが、それと周知徹底についての啓発回数についても知らされております。平成16年度は広報で9月号、平成17年度は自治会回覧6月及び広報の3月号、平成18年度は広報9月号ということで、先ほどお答えの中にも、9月、いわゆる稲刈り時の直前ということで

タイムリーな啓発も行っていただいておりますけれども、やはり年々こういった苦情がふえておるといことも申されておりますので、周知徹底をしていただくということをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、交通の妨げになる道路設置物についてということでございます。

公道によく石、あるいはコーンいいますか、車止めの赤いプラスチックですけども、等が置かれております。各家の塀や屋根瓦の破損防止のためにそうなされていると思われれますが、狭い道に置かれますと、人や車の通行に非常に妨げとなり、事故の発生の原因にもなります。先般、旧龍田街道沿いでコーンが置かれてあり、この撤去を申し出ましたところ、地元自治会長から置かれた本人に撤去の交渉をしてもらいたいとの回答を受けました。私はこれはおかしいと思いました。町道の管理者は斑鳩町です。管理者は道路の維持管理だけでなく道路の安全管理もしなくてはいけないと思うのです。自治会長がこれに携わるとい責任もないとは思いますが、これについてお答え願えますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問をいただいております道路へのはみ出しとか物を置いているということにつきましては、町広報紙によりまして道路へのはみ出し禁止の記事を年1、2回掲載して住民への啓発に努めているところでございます。

ご質問をいただいている場所につきましては、通学路にもなっておりまして、児童等の安全な通行の妨げになるということから、町としても今日まで何回かにわたり撤去をするよう指導をしてきております。まだ是正されていない状況がございます。先ほど自治会長の方でということをおっしゃったということでございます。地域の安全を守るということで、町からも何回も指導をしているという状況の中で撤去をなかなかしていただけないということで、地域の方でも何とか協力してもらえないか、お願いしてもらえませんか、こういうお願いをしたと、このように認識をいたしております。今後も、引き続き是正をするよう指導を行ってまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 実は私も地域の福祉活動をやっておりまして、子どもの小学校、中学校の下校時に安全パトロールということをする中、旧龍田街道を歩いておりまして子どもがその道路に置かれた物体を避けて膨らんで歩いている実態を見たわけなんです後ろから車が来ました。クラクションを鳴らされて子どもがびっくりして飛び散ったという現場を見ましてこういう質問をしたわけなんですけれども、公共の道路に、これは歩

道も含みますけども、いかなる物でも交通の妨げになる物体を置いてはならないことは万人が認めることではありますが、実情はそうならない現場をよく見かけます。今の答弁では、交通妨害物を置かれている住民に対して何回も役場の方からも撤去の指導をしていただいたとお聞きいたしましたが、現状いまだに撤去はされておられません。特に学童の通学に支障が発生しております。私はもっと徹底して撤去されるまで期限付きでも指導し、これを聞き入れない場合は強制撤去に踏み込んでよいと思います。

安全で安心なまちづくりは、言葉だけではなく、行政あるいは住民が一体となって取り組んでいく体制づくりが大切です。そのためには、法律や条例の整備も必要と考えます。ちょっと余談になりますけども、昨日の新聞報道で、芦屋市が条例を制定して、きれいなまちづくりのために、ごみのポイ捨てや犬のふん未処理、また落書き等発見した段階で最高5万円の罰金を科すということを決められたとの報道を見ました。これを例に、当町も条例の整備もこれから議論すべきではないかと考えます。これは、これからの課題にいたしまして、次の質問に入ります。

職員のクリーンボランティアについてということですが、先日朝早くから竜田川公園で草刈り機のエンジン音が激しくしました。外へ出てみますと、町職員による草刈り清掃が行われておりました。事情を聞きますと、町職員全員があくまでもボランティアでやっていますということです。私は、せつかくの休みなのに体を休息出来ずに非常にお気の毒だなと思いました。逆にどンドンきれいになっていく姿を見まして、町の職員さんも気持ちが変わってきたのかなと反面うれしくもなりました。ただ、先ほど言いましたように、職員にとっては、一個人でいいますと、休息を壊してまでされているわけですから、こういったボランティア活動になった経緯を聞かせていただきたいなとそこにおいて職員全員の理解も得られたのかなということでお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 職員のボランティア清掃活動は、町職員として地域への貢献と地域の現状の理解等のために、斑鳩町の職員がみずからのボランティア精神の発露として行うものであります。10月から実施させていただいております。

このボランティア清掃につきましては、以前から職員互助会の地域奉仕活動として行っていたものを発展させたものでございます。職員がこうした活動を行うことにより、住民の方々にボランティア活動に取り組んでいただく契機になるような評価も期待するものでございます。活動の実施計画につきましては、各所属の代表者が実施責任者とな

り、行政の活動としてのノルマを課されるということではなく、自主的に活動計画を策定しておるものでございます。また、実施に際しましては、本来の職務に支障を来すことのないよう配慮が必要であるとも考えております。

なお、参加人数につきましては、活動の成果の一つとして記録はしておりますが、参加は職員のみずからの意思により、活動の趣旨を理解した上で参加しているものと考えております。複数の職員からも、こうしたボランティア活動は必要なことであるとの意見も聞いております。職員労働組合との話し合いにおいても、活動の意義について理解を得ているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今の答弁では、職員労働組合との話し合いにおいて活動の意義について理解を得ているという答弁でございますが、先ほども言いますように、休日に作業を行うことで休息がとれず、疲労がたまり、次の勤労日、次の月曜日ですね、に影響が出ないか。休日に予定したことを変更したりしなければならぬなどストレスを感じることにならないかと思うのですが、その点もう一度お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） この問題は、先ほども部長が申しましたように、職員みずからが自主的にボランティア精神をもって参加しているということでございます。町長、また私が参加する命令をしてしたものではない、自主的に参加したということでございますから、今、議員がおっしゃるような形のことは、職員がみずから健康管理の中で参加しておりますからそのようなことは起こらない、このように思います。用事のある職員、また体の調子の悪い職員については参加は当然してないということでございます。それに対して不利益は、現在のところは生じないということでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 本来の役場での勤務に差し支えのないよう十分注意されていただきたいと思います。

次の質問でございます。国道168号線の右折レーンということで、竜田大橋西詰めにおきまして今工事が着々と進んでおりますが、これの工事の着手前に住民に対して十分な説明が行われたのかということで質問したいと思います。

先日、この工事を心配そうにながめておられる住民の方に会いました。その方いわく右折レーン西側の歩道がこれほど家の際まで来るとは説明を受けていなかった。今後、

事故でも起きないか恐れている。また、以前あった消火栓が、右折レーンが出来たため道路の真ん中に存在することになり、万一火事時には車両の通行止めをしないと危なくて消火栓を開閉することが出来ないと町に指摘して初めて道路の端まで移設してくれたが、こんな問題点は行政から気付いてくれないといけないと言われました。私も、事前にこれを把握出来なかったことを反省しますが、このことにつきましてどうお考えですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問いただいている内容につきましては、工事着工前に事業概要説明ということで郡山土木事務所の担当者から、地元、橋西北、峨瀬自治会を対象に説明会をさせていただいています。そしてまた、工事着手、業者が決まった段階で、現地で、峨瀬自治会長も橋西北自治会長も出席していただきました。それとまた、通学路となっておりますので、子ども会の代表の方も来ていただいて、交通安全の対策も含めた形で事業について説明をさせていただいております。また、工事着手後も、工事の進捗状況によりまして、随時郡山土木事務所の工事担当者が現地に参りまして、疑問点や道路構造など説明を行っているところでございます。

消火栓の移設につきましては、当該事業計画を提示した時点で歩道部への移設の検討を行っておりまして、地元自治会に対しましても、工事の進捗に合わせて移設をすることで調整をしていたところでございます。

周辺の皆さんには大変ご迷惑をおかけしているところでございますけれども、今後も工事概要につきましては、事業者・県と連携を密に図りまして、地元自治会の皆さん方と調整を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 6月21日及び7月25日に、観光会館並びに現地において説明をさせていただいたということでございます。説明の際、よく平面図、道路の右折レーンの図面を見せて行われます。また、現地で、この辺まで来るとかいうことで行われるんですけども、説明を受けました住民におきましては、工事の出来上がりぐあいが、立体的にどうなってくるのかが非常にわかりにくい。専門的な図面を見ますので、また現地での説明ということですけども、具体的にどのような歩道になってどういった高さになってという説明まではなかなか理解しにくい。それでもって工事が進んでいくにつれこんな説明を受けていなかったということが起こるわけなんです。このところを、いつ

もこういう問題が起こるということを想定して、これからは住民に十分理解が出来るよう説明の仕方を考えていただきたいなど。それで、途中で何か、先ほどの消火栓じゃないですけども、何か変更、また不都合が生じた場合は、再度住民に周知徹底をしてくださるようお願いをいたします。今後のことですけども、お願いをいたしまして、最後の質問に入らせていただきます。

遅れています道路整備の財源確保について問うということで、斑鳩町は都市基盤整備とりわけ道路整備が遅れておると思います。このことにつきまして、まずこういった認識はございますか。

次に、これから道路を整備していくのに財源の確保についてですが、国は道路整備の財源を道路特定財源から一般財源に切りかえようとしています。町長は、道路整備に必要な財源確保のため、国に対して一般財源化しないよう要請するとされていますが、まず財源が異なってくればどのように変わってきますか、また要請すれば国は聞き入れてもらえるものですか、この点についてお答え願います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 道路特定財源の関係は、ここ1日新聞等をにぎわしていますように、やっぱり議会、あるいはまた皆さん方、我々と共に力を合わせながら、道路会計の一般財源化等の関係については、ひとまず2008年に法律等の関係等について、それまでに一応道路財源等については、地方等すべて聞き入れていくというように変わってきたわけでございます。これは私は、ガソリンを売っておられる商売主、あるいはそういう関係の各位の1,000万近くの署名が集まった中で、私はやっぱり国を動かしていったんだなど。小泉総理はとにかく道路一般財源化ということで指示をされたわけですけども、安倍総理になってそういうことを守っていこうという中でもやっぱり反発がきつかった。やっぱり庶民の皆さん方の声が伝わっていったという環境でございます我々としては、国土交通省とあわせて、特に冬柴国土交通大臣が、どうしても道路特定財源というのは必要であろうと。色々な角度から、まだまだそういう点では末端の市町村はそういう道路整備がおくれているということも踏まえてそういう努力をしていただいと。やっぱりみんなの力で、議会の方からも国に対してそういう要望をしていただく、我々もまた東京へ行きながら、そういうことの要望をしながら、各国会議員に陳情を申し上げて、出来るだけ道路特定財源の維持について、これは法律でうたわれておりますから、法律を改正するというのもございますけれども、我々としては揮発油税等

についても、この関係等については、財源を仮に一般財源化するんだったら税金を下げ
ていくということも踏まえて考えなきゃならない。そういうやっぱり国の皆さん方の熱
意が示されたと思っております。我々としては、斑鳩町においても、これからいかるが
パークウェイとかいろんな関係等について、遅れております関係等について努力をして
いくことが一番大事であろうと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 私の質問の一部について、国に要望していくということだけ答え
ていただいたんですけども、質問が3つありまして、まず当町の道路整備が遅れている
という認識がありますかということをお答えいただけていません。それと、道路特定財源
が一般財源に切り替わってくると、財源が異なってくると、どのような斑鳩町としてし
わ寄せが来ますかということに対していかがですか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町の道路事情の関係につきましてのご質問でございますけ
れども、本町の道路整備の状況は依然として低い状況でありまして、生活道路整備とし
ての町道の整備、幹線道路整備としての都市計画道路の整備を鋭意進めております。そ
して、本町における道路特定財源の活用につきましては、地方道路交付金事業という形
で都市計画道路法隆寺線の整備に活用しているところでございます。

この地方道路交付金事業につきましては、地域住民の日常生活の安全性や利便性の向
上を図ることなどを目的とする事業に対し、揮発油税を原資として交付金が交付される
ものでございまして、補助率につきましては対象事業費の55%となっております。

都市計画道路法隆寺線につきましては、全体事業費が約17億1,000万円程度で
このうちの約8億4,000万円程度は地方道路交付金事業の対象となる工事費となっ
ております。地方道路交付金事業費約8億4,000万円程度のうち、平成17年度ま
でに約6億4,000万円程度を執行し、残りの事業費は約2億円程度となっておりま
す。現行の制度のままであれば、残り事業費約2億円の55%であります1億1,0
00万円の特定財源として確保されますが、一般財源化となりますと、残りの事業費2
億円すべてを一般財源で賄わなければならないということになるものでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） すみません、もう一度、当町の道路整備状況が遅れている認識が

ございますかという点につきまして、もう一度お願いします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほど少しお答えしたと思いますけども、もう一度申し上げますと、ご質問者もおっしゃいますように、確かに本町の道路整備の状況は依然として低い状況にあるということは否めない事実でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 政府・与党でも、この財源問題としまして、統一がとれてないと紛糾しているという報道も聞いております。地方から選出された国会議員は、地方の道路整備が行き詰まってしまうのではないかと恐れて、財源確保については非常に議論が交錯しているところではございます。都市基盤整備、とりわけ道路整備は、財源の捻出がこれからはキーポイントとなってきます。先ほど町長の方から、力強い国への要望の声をお聞きいたしたんですが、さらに声を大にして要望していただき、基盤整備、とりわけ道路整備が着実に進みますことを念じまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、堯川議員の一般質問をお受けいたします。10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 前もって提出をいたしております案件についてお尋ねをするわけなんでございますけれども、お尋ねをする前に私は部課長にお聞きしたい、確認をしたい。それと申しますのは、平成18年の3月2日に18年度の予算関係で町長の方から施政方針を示されております。確かに本会議で町長は説明をされております。その時は、皆さんも聞いていただいていたと思うんです。この施政方針に基づいて皆さんがどれだけ、ここにも書いてます「安全と安心」「人にやさしいまちづくり」、何遍もうとうているわけです。特に「人にやさしいまちづくり」については、町長が当選されてからずっと訴えてきておられるわけです。それをやはり部課長の皆さんが心に持って事業にかかっていたかかないと、これは進まないわけなんです。一人一人の答弁欲しいわけでございますけれども、誰か代表して私のこの質問に答えてください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 我々といたしましては、町長が平成18年度予算編成に当たりまして色々と施政方針として出させていただいております、3月2日の日に提出させていただいておりますけども、そういった内容については十分認識し、そういったもと

に立ちまして施策を推進していくということは当然の話でございます。いわゆる年度内に色々取り組むことにつきましては、相手方ということもありまして予定どおりは進まない状況もあることは事実でございますけども、方針に基づきまして一つ一つ着実にしていくことが住民に対する誠意を示すことになりまして、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める上での一番肝要となることでございます。我々といたしましては、そういったことを胸にきざみまして、一つ一つ業務を進めていこうということで思っておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 今、部長の方から答えていただきましたけれども、私の方から再度その中から重点的に申し上げますんで、それを考慮に入れて答弁をお願いしたいと思います。

まず、「人にやさしいまちづくり」を町政の基本目標とし、町民の皆様が安心して暮らせることをいかなる時も忘れずに心がける、こうおっしゃってます。それから、誰もが安全で安心して暮らすことのできる活力あるまちづくりを進めてまいりますということもおっしゃっておられます。次に、安全・安心の確保を基本に据えながら、1から6まで6つの柱を挙げて、重点政策を挙げておられるわけなんです。町民の皆さんと共に「夢と希望」にあふれ、「人にやさしいまち・斑鳩」を実現してまいりますとおっしゃってます。次に、子どもの安全確保への取り組みについては、保護者や町民の皆さんの協力で体制は整いつつありますが、さらなる安全・安心のため、地域社会で子どもを守り育てるといった社会的な環境づくりが大切であると考えております。子どもの安全確保に取り組んでまいりたいとおっしゃってもおります。それから、第5の柱なんですが、安全で快適なまちづくりを進める。行政が「率先して取り組む」といったことに、引き続き重点を起しながらということもおっしゃっているわけなんです。それから、交通安全対策でありますけれども、子どもやお寄り、ハンディキャップのある人など、誰もが安全で安心して暮らせるよう、交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備に努めるとも言っておられます。最後に、まだ色々おっしゃってますけれども重点的に申し上げております。私たち自身が変わっていかねばなりません。職員一人ひとりがまちづくりに熱い思いを持ち、町民の皆さんとともに、汗を流してまちづくりに取り組んでいく姿勢を持つことは大切でありますと、こうも言っておられるわけなんです。

今先ほど部長の方から答弁いただきましたけれども、私はその答弁は今の申し上げた

なににははまってない。確かに一生懸命やっただけのことについては敬意を表しますけれども、まだまだ足りない部分がたくさんあります。また、私たちが委員会で一生懸命に訴えても、それを実行してくれないという点もごさいます。先ほど浦野議員からもお話ございました168号線、私はこの右折レーンにつきましては歩道をつくれる前からお願いをし、特に私はその事業をやる前にやはりその事業に関係のある方に説明をし、やっぱり皆さんの意見も聞いてやっていただくように、バイパスの関係であろうが通学路の問題であろうが申し上げてきているわけなんです。しかし、それは行われておられない。そのことを頭に置いてひとつ答弁をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に移らせていただきます。

第1点目でございますけれども、里道の管理についてでございます。里道の管理はどこがやっておるんか。私は、里道は町の財産であり、町民みんなの財産であると思うんです。17年3月31日までは国で管理をし国の財産であったものを、17年4月1日からは斑鳩町に私はなっております、こう解釈しております。間違っただらご指摘願ひたいと思います。その町の財産である里道を守るのが私は最大の責務ではないかと思う観点から、里道の管理はどこで行っておるんか。2番目に、斑鳩町内の里道の把握しておられるんか、また調査しておられるんか。3点目に、里道でありながら個人地として使用されている部分の管理、指導について今後どう考えておられるんか、この3点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 里道についてのご質問でございます。

まず、里道についてのその経緯、そこから少しお話をさせていただきたいと、このように思います。

里道につきましては、明治9年に（「議長、そのことは結構ですんで、時間がないんで私の言っていることにだけ答えてください」と堯川議員述べ）

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） このことを説明させていただかないと後へ続かないということになりますんで、少し話をさせていただきたいと思います。

明治9年、道路はすべて国が所有管理するということになりまして、その重要度によって国道、県道、里道の3種類に分けられ、その後大正7年に旧道路法が施行されまし

て、現行のように県道は県が、市町村道は市町村が管理するようになりました。その際に、重要な里道のみを市町村道に指定されまして、それ以外のものは道路法の適用外で国有のまま取り残されたもので、法定外公共物と言われております。法定外公共物の多くは、はるか昔に自然発生的に形成されたもので、長年にわたりまして人々によって自由に利用され、誰が管理者であるのかはっきりしないまま、利用される地域の住民の方が維持補修を行ってこられたというのが現状でございます。そうしたことから、何ら管理されることなく放置されたままのものも存在する現状の中で、地方分権一括法によって市町村に譲与され、現在は町において管理することとなっております。

しかし、さきにも申し上げましたように、里道の現状について明確に管理出来るものもないということで、詳細な位置確認については、自治会、水利組合、農家組合等の意見を聞かさせていただきまして、境界の確定作業等を行っているところでございます。今後につきましても、機能管理面では、自治会、水利組合、農家組合等地域住民の方々の協力が不可欠である、このように思っているところでございます。

次の町内におけます里道の把握状況についてでございます。

先ほど質問者もおっしゃっておられましたように、平成17年3月31日付で国と国有財産譲与契約を締結をいたしまして、里道、水路等の法定外公共物の譲与を受けて現在町で管理しておりますが、その譲与契約を行う前に里道、水路等の法定外公共物の特定をするということで、地番図及び公図上で位置の把握をいたしております。その結果里道で1,220本、水路で761本、合計で1,981本の里道、水路が法定外公共物として町に移譲されたということでございます。

次の個人地として使用されている部分についてのご質問でございます。

里道のように法定外公共財産につきましても、今日まで、先ほど申しましたように管理が不十分なこともあって、私人によって不法占拠されているという場合も見受けられます。まずそれを解決するには、里道の位置の確定が必要となっております。

里道の位置の確定につきましては、公共事業及び隣接土地所有者等から、境界明示申請に伴って立ち会いを行い初めて確定することとなりますが、その結果として里道が個人地として利用されていることも明確になると、こういうこととなります。こういった場合につきましては、基本的には是正していただくこととなりますが、既に機能が喪失しており将来とも機能が回復すると認められない場合や代替施設の設置によって必要がないという場合については、用途廃止を行いまして払い下げを受けるということ

も可能となっております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 今、答弁いただいてごっかりしておるわけなんですけれども、今は斑鳩町の財産ですね。それを斑鳩町が管理出来ない。こんなことがありますか。最後の個人地に入ってはるやつについても、町が道路幅等でその里道がそこにあるんで明示を受ける。それか、個人が何かやる場合に、里道と引き続いて是正する。先ほど部長が答弁して、最後はそのとおりだと思うんですけれども、それをなぜ町の方から指導を出来ないのか。

先ほど里道と水路で1,000何ぼの数字を示されました。1,981本でここにもうたってますやん。あんた、初めはどこにあるかないんかわからないとおっしゃってるそのくせ1,981本水路と里道ありますと答弁しているわけ。そんなばかな答弁ありますかいな。答弁になりますか。もうちょっとしっかりしてくださいよ。みんな斑鳩町を背負って立つ者ばかりですよ。もう少し真剣に、やっぱり言うべきところは町民にも言い、また町民から要望のある中でこれはどうしてもというやつは、やっぱり率先してやっていくように私は心がけていくべきだと思うんです。それが出来なくてどうしまんの。えらい言い方悪いかわかりませんが、わしらこのな出来る時分になったらおらんわというような印象を与えるような発言は、私は絶対にしてほしくない。

特に、里道とはっきりわかってますねや。部長は特定出来ないとここでおっしゃってんねん。明示を受けて里道と確定なってるところですよ。木が繁ってきて全然通れないような状態になってる。場所も、また自治会長の方からも、善処を要請何遍もしているわけなんです。しかし、一向に直らない。自分の財産やったらどないしまんねや。ほっとかれしませんやん。皆さんは自分の財産やと思って取り組んでもらわないと、町民たまったもんやない。

確かに部長がおっしゃるように、町民皆さんにそしたらどこに里道ある、どこに水路あると聞いても、私自身も40年間議員させていただいても、近くのところは把握しておりますけれども、斑鳩町全体みたいな把握出来ませんわ。そのたびに建設課へ行って、前は郡山土木行って、どこに里道ありますか、ここに里道ありませんか、水路はどないなってますかと。そしたら、赤線と青線、赤線は里道です、これは里道確実にここにありますよ、これは青線引いてあるから水路ですよ。その幅については、先ほど部

長が答弁いただいたように、確かにそうだと思うんです。そうになっていたと思う。しかし、今の状態でしたら、これだけの財産を何の管理もしないで、向こうから言うてこられなかったら、もう何の処置もしないという考え方ですか。今後、里道、水路のわかってあるところだけでも、法務局に赤線と青線で引いてますやんか。町にもありますやんか。それがなぜ一番初めにおっしゃっているようなことになるんですか。こんな管理の仕方をされて、皆さんに斑鳩町民斑鳩町の財産を任せられますか。

私は、やはりそこらのところをちゃんと把握し、また調査して、それを守っていく責務は皆さんにあると、こう私は思っております。間違っただら言ってください。今後どういう対応をしていただけるんか、再度答弁をお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほどの答弁の中で、1番目の答弁の中でどこにあるかわからないと言いながら2番目の答弁で本数もちゃんと言っていると、どういうことやと、こういうご指摘を受けたわけですけれども、1番目のお答えの中で、里道そのものの位置の確認については非常に難しい状況があると、だから地域の自治会、水利組合、農家組合等の意見も聞かさせていただいてその里道の位置の特定にご協力をいただく必要があると、こういうお答えをさせていただきました。

2番のお答えの中で、本数について述べさせてもらった分については、あくまでもその時のお答えとして、地番図、また公図上里道、地番図の中で地番設定されておって、協議書とか国の名義になっている部分で水路とかなっているものを確認出来たものを受けた本数がこの本数です。これについて、これだけの本数を町が管理していくということになっていきます。ただ、その位置の特定、明示の出来ている部分については位置確定しておるわけですけれども、出来てない部分が多々、相当な部分が出来ていないという状況になりますんで、その特定をしていく、その作業については相当、今即やるということになれば非常に難しいという状況があります。そうした中で、色々問題も発生をしてこようかと思えます。そうした段階については、適宜その処理をやっていくということでは考えてはおりますけれども、この1,981本について、即これについての特定作業にかかりますということは今の段階では示すことは出来ないという状況でございますので、ご理解願いたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 里道のある場所は、部長、わかってるはずですよ。ただ、お

っしゃっている幅とか範囲というんですか、それは地元の意見も聞き、よくわかるわけなんです。しかし、あるところはわかってあんねから、それを解決をしていくのが私筋だと思うんですよ。強い者勝ちでは困るわけなんです。今はその里道を利用して何かをやっておられる。その方はその里道の、はっきり言うて税金も払っておられない。ほかの方は正直に税金を払っている。こんな不公平な話ありませんやないか。

確かにお金もかかると思うんです。もう10年ぐらいなると思うんですけれども、斑鳩町の町内、今現在でも町道でありながら個人地で税金まで取っておるといふところがあるわけなんです。たまたまこの方は訴えも何もされないから、まだ斑鳩町はのうのうとしてられるけど、これ訴えたらどないなりまんの。この時に町道に認定した書類もありませんねやないか。こんなことでは、私は道路行政は進んでいかないと思うんです。今のような部長の考え方でおられるから、神南で見てくださいよ。もう10年ほど前に拡幅してますねや。分筆までしてますねん。しかし、登記してない。たまたまありがたいことにその面積の税金は引いてもらってたから、それはその方もある程度理解はして理解というか今のところ何もおっしゃってませんけれども、もしこれ税金かかってたらどないなりますの。

前にも、私ごとでいけませんけれども、塩田橋の渡ったところの拡幅をしていただいた。私は、議員をしておきながら何や言われるかもわかりませんが、町へ任せてあるからもう登記は出来てるもんやとばかり思った。それさえ出来てない。それを整理してもらうために1人の専門の職員をそこへ置いてやってもらってた。しかし、実際には皆の整備はされてない、こういう状態なんです。そういう仕事の仕方、実際に、いや、私たちは誠心誠意やっていると言えますか。もうちょっと調べるところは調べてきちっとするところはきちっとしてやっぱりやるべきだと思うんです。たまたまその近くで道路拡幅があつて初めてわかったような状態。びっくりしてますねや。

私一番心配するのは、その当時でしたら、その持っておられたその方から言うとお父さんになる、お父さんの判だけでいけたわけなんです。しかし、現在になると、相続しておられたら1人でいけると思うんですが、2人の場合もあります、4人の場合もあります。それはもうはっきりしてます。しかし、仮にその土地が相続しておられなかったら、その時やったら1人で済んだやつが5人も10人も判をもらうてこないかん場合があるわけです。笠町でも、九州から北海道まで判をもらわな相続出来ないようなんあるわけです。その長男さんは、もう90近いけども、わし堯川さん判を押したらそんでよ

ろしゅうまんねやが、こう言うてくれはるけど、いや、そうじゃないんです、そういう説明までして、いまだにどうしようもありません。私はその当時の担当をしていただいた方に、法的に弁護士でも相談して何か方法ないか模索してくれということまで頼んでいるわけです。これを今やっておかないと、今後、後へ来た者それでみんな時間とられて、やる仕事も出来ないような状態なんです。もうちょっと真剣に、こうして国からこんだけの里道をいただいたんやから、この財産を私は有効に、また大切に管理運営、皆さん町民のために使えるように考えるべきだと思いますので、そのことについてだけ答弁いただきたい。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この全体の管理の関係について、全体的な、先ほど言いました1, 981本全体的なものと個別的なものと少し切り離して考えていただけないかなど、このように思います。個別的な部分については、当然その部分が機能を喪失しているということになれば、その部分については払い下げ等色々措置も講じられる部分があるわけですがけれども、その手続についてどちらが対応するねんというような部分も当然あるわけですがけれども、基本的には個人さんの方が手続をして払い下げを受けてもらうということになっていこうかと思うんですがけれども、全体をすべてクリアをしていくということについては、今すぐ出来るというものでございませぬので、個々の話としてその問題についてどう整理をしていくかとか、そういう議論をやるということについては当然やっていく必要がある、やるべきである、このように考えています。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 町長か助役さんに答弁をお願いしたいんですけれども、今お聞きいただいた里道の今後の対応について町の考え方をお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 里道の管理につきまして堯川議員から色々ご指摘をいただいております。この問題、先ほどお答えいたしましたように、平成17年3月31日までにこの里道は市町村に無償譲渡された。したがって、それから後は市町村が管理所有するとなるわけです。そういう中で、やはり譲渡された里道については、すべての町民が納得出来るような管理をすべきだ、このように思います。ただ、その中で個人との色々な問題も生じてくると思います。それにつきましては、両者合意の中で解決を図っていくと、これが大切であろうと、このように私は思います。

したがいまして、堯川議員のおっしゃるように、やはり譲渡された里道につきましては、相当多くの本数もあるわけでごさいます、そういうことを常に考えながら、また色々と町民等の意見を聞きながら適切な管理にこれから努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 最後に1点だけ聞かせてください。この土地を、今部長が答弁されたように、ほっとくというんですか、ほっとくという言葉はちょっと悪いかわかりませんが、整理しないということになりますと、何十年間もこの土地を使用しておられる、その方は知らなかった、そういう場合に、法律的にその土地はどうなるんか調査されたことがあるんかと。いや、それはもう絶対に何十年たっても一緒やおっしゃるんか、それだけ最後に聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この所有権の問題につきましては、国が管理している時点から色々問題がありまして、色々判例もあるようでございます。今、ここで、この部分についてはこうなるというようなことでお答えはさせていただけないわけですが、当然時効取得とか色々の問題が発生してくる可能性があるのかなとは思いますが、判例的には色々あるということですが今お答えはさせていただけないということでご理解願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 色々申し上げましたけれども、やはりこれは斑鳩町町民皆さんの財産でもありますので、確かに先ほど部長がおっしゃった件数大変でございます。大変でございますけれども、私はやっぱり1つでも2つでもその所在をはっきりし、またその使っておられる方に注意を促し話し合いを進めていき、解決に向かって私は努力をしていただきたいことをお願いいたしまして、この項については終わらせていただきます。

次に、2点目でございます。町道改修に伴う対策についてでございます。

町道等の改修時に、やはり先ほど冒頭に申し上げました、町長もあこまで言っていたいておるわけなんです。それはいいことです。それをそしたら全部100%出来るかそれはちょっと無理な話です。私自身も感じておるわけです。しかし、やっておられることについては、全然それにマッチというか、ああいう方針で町は考えているんやから

やっぱりこうあるべきだということには私はなっていないと思うんですよ。

1つ例を挙げますと、今、町道407号線を改修していただいております。もう工事も終わろうという時から、子どもの通学路についての安全対策の話し合いをされるわけです。なぜやる前に、今度ここは改修するんで、子どもの交通安全対策についてはこういう具合にやりますという話し合いが出来ないのか。ただ、あの路線については、神南側、神南領地についてはちゃんとした歩道をつけていただいているわけです。それを越すともう白線ですがな。確かに南側の堤防線の通学路という話もございます。しかし、やっぱり工事をやる前に私は話をし、より安心安全な私はみんなに喜んでもらえる事業に、同じお金をかけるんやからやるべきだと思うんですけど、実際にはそうはっていない。三室山の下の杭でも一緒ですよんか。あの堤防線、6メートル、町から6メートルにしましょうて言うてくれましたか。地元の皆さんが将来のことを考えて県へ、6メートルにせんならよう了解せんと、覚書まで交わしてやっておるわけなんです。あこの塩田橋の前後の安全対策、神南と交わしている、私たちの要望に対しての回答、いつも頭に置いていただいていますか。そこに住民と町とのコミュニケーションが働いてきてよりよい斑鳩町が出来ていくと、私はそう確信しておるわけなんです。

いつも申し上げてますように、難しい問題ほど何遍も行ってもらわんなん。ほっとかされると、今みたいな状態になって、何ぼでも、今までやったら1日でいけるやつが3日も4日5日もいかなら解決出来ないような状態。そのところをよく考えていただいて私はこの町道改修に伴う、歩道設置を含めて交通安全対策についての町の基本的な考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 道路整備の中での歩道設置等についてのご質問でございます。町として今早急にやるべき道路整備ということについては、まず幹線道路をやり上げると。そして、部分的な生活道路の改良が当然あるわけですがけれども、幹線道路を整備することによって生活道路の交通量が減っていくということになりますんで、なるべく早く幹線道路の整備をやる。その幹線道路については、当然歩道を設置した道路を整備していきますんで、安全対策も図れると。それが設置されることによって集落の道路すべて歩道設置必要かということになれば、必要でない箇所も当然出てきます。そうしたことも考えながら歩道設置をしていきたいということでは考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 部長、私の申し上げてるのは、今の路線についても、407号線は初めはついているわけなんです。通学路は、もうよくご存じだと思うんです。あこを分割される時に、西小学校を分割される時に、どんな話あったこともよくご存じだと思うんですよ。今になったら、そういうことは全然お構いなしや。昨日、西小学校校長それからPTAから要望書出てます。もう工事出来上がりまんねん。初めに話しといたら割方早くおさまるやつが、今になったらそうはいかんと思いますよ。それがなぜ出来ないんかね。えらい悪い言葉で言うと、やったってんねやと。私はそうでないと信じてますけれども、世間一般住民から見るとそういう印象を与えかねない発言がそのなにもの中にもあるわけなんです。もうちょっと、時間もございませんので、施政方針再度私は部課長皆読んでもらって、やっぱりそれに向かってばく進してもらいたい。また、考えを今の考えから変えていただきたいことをお願いしておきます。

特に407号線については、地元から要望書も出ておりますんで、誠意を持って私は取り組んでいただきたい。もう出来上がってあるんで、いや、もう出来ませんと。それは、初めに話をしない関係者が悪いわけや。もう少し真剣に考え、本当に安心して安全な斑鳩町、人にやさしい斑鳩町をつくろうと思うんなら、もっと心ある施策を私はやってもらいたい。それは、確かに今財政的に苦しいです。それはそれでまた訴えて話し合いで解決をするように私は持っていくべきだと思うんです。ぜひとも私はこの交通安全対策、特に最近車が集団の学童の列へ突っ込んだりして話題になっております。こんなことでは困るわけなんです。それを最小限にやっぱりとめるためにも、私はこれは安全対策は必ず必要だと思うんです。ただ白線引いといたらいわだけでは私は済まされない問題だと思いますんで、ぜひとも、PTA、それから学校から要望書も出ておりますんで、考慮をお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。3番目でございますけれども、各事業の進捗遅延についてでございます。

私もこのことについては、生駒郡選出の議員さんにもお願いし、たまたま区域外の先生とちょっと心安いので資料も取り寄せていただきましてある程度把握をいたしております。しかし、なぜ斑鳩町だけこれだけ遅れるんか。確かにお話のございますように、三代川もやっと、私に言わせるとやっとです、進むようになった。後でまた浅井議員の質問もございまして、私は違う観点から申し上げたいと思う。

12年間も進んでませんねんやんか。奈良県こんなどこへ行ってありますか、こんなどこ。神南の堤防線、約束してある。しかし、出来上がってしまったらもう知らん顔それでは困るわけなんです。それを知った者は、今度来られても、今は竜田川は県の事業ですけれども、仮に町の事業であっても、もう協力というのは出来ないような状態になっていくと思いますよ、私は。前にあんだけ話し合いやっててもこうやないかと言われても、前から申し上げてますように、何も神南に限らず焼却場、最終処分場とか火葬場、出来る時には頭下げてみんなで作ってくださいと。神南の場合も、議会挙げて要望書を出してもうてますねや。1回でもその文書を皆さんに示して、神南とはこういう処理場出来る時に覚書があるんやと、見せて説明してくれはったことありますか。私は、ただ町と神南と交わした覚書を守ってほしい、それを言っているばかりです。ただ、その中では、やっぱりどう考えても出来ない問題もありました。それについては項目を変えてやるということで、これは役場も誠意を見せていただいて解決をしているところがあります。

もう少し真剣に、私は今日皆さん帰られたら必ずあの施政方針を2遍も3遍も読んでほしい。その心に沿って私は今後の斑鳩町の事業をやる場合、また色々な施策をやる場合の指針に持っていくべきだと確信します。ぜひとも、予算の関係がありますんで、それはそれで話し合いで解決してもらって、やっぱり理解を求めるとというのが一番大事です。そのことを私は強くお願いをし、今日たまたま、私は昼からちょっと欠席をさせてもらって、1時40分から上田県議が斑鳩町の幹線の4つの工事についての質問をすると、こうおっしゃっていただいておりますんで、前から頼んでいる経緯もありますんで私はぜひ私のこの耳で担当者から聞きたい、こう思っておるわけなんです。私は私なりに微力ですけれども努力をしているわけなんです。もう少し真剣に私は取り組みをしていただきたいと、こう思いますんで、各事業については、もし出来れば、私時間がありませんので、特にパークウェイの問題、これは私は都市基盤に入っておりますんである程度わかります。今日行ったら県の方針もわかると思いますんで。

こんな場合は、私斑鳩町からやっぱり1人や2人聞きに行って、県、答弁ではこう言うてんねやなというぐらいの把握をし、それに向かって私は解決策を見い出していくのが筋やないかと思うんですよ。聞いてみますと、誰も行かれるようにないわけ。県会議員勝手にやってくれ。勝手ではないです、これは口は悪いかもわかりませんが、言い方悪いかもわかりませんが、しかし上田議員は上田議員で頑張ってください

ているわけなんです。それをやっぱり私たちは支援したい。また、自分で、やっぱり県
会議員も1人ではどうにもなりませんので、それに同意してくれる人を1人でも頼み、
やっぱり斑鳩町の今の基盤整備の遅れを少しでも解消するように私はみんなで努力すべ
きだと確信しています。今のあれについては結構でございますんで、出来ますれば今日質
問した内容について全議員に私は配布していただければありがたいかと思えますんで、
お願いだけしておきます。

それでは、時間がございませんので、4番目の公共施設建設用地の選定についての基
本的な考え方でございます。

もう簡単で結構でございますんで、なぜ調整区域を重点的に選定されたのか。斑鳩町
の将来を考えていく中で、この選定でいいのかどうか、答弁をお願いしたいと思います

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 簡単に答弁させていただきます。なぜ調整区域内で公共施設が多
いのか、こういう質問でございます。

我々といたしましては、やはり斑鳩町の総合計画がございまして、その総合計画に基づ
いて公共用地を選定したということでございます。と同時に、やはり建設候補地のケー
ススタディを実施いたしまして、最も適したところに公共施設を建てる、こういうこと
を常に考えながらその選定を行っております。たまたまケーススタディをした中では、
やはり立地条件、そして問題等を精査する中では調整区域になったということござい
ます。あくまでも我々は調整区域を重点に選んだということではございません。先ほど
申し上げましたように、そのケーススタディの中での適した位置を決定したと、こうい
うことでございます。しかし、市街化区域の中でも、保育所やまた公民館等につきまし
ては、市街化区域の中で施設を建築していると、こういうことでございますので、堯川
議員がおっしゃるようにあえて調整区域を選んだということではないことをご理解願
いたいと思います。

それと、将来を考えていく中での選定はこれでいいのかということでございますけど
も、市街化調整区域は、ご存じのように市街化を抑制する区域として定めております。
社会福祉施設、医療施設、学校教育施設などの公共公益上必要な建築物につきましては
都市計画上調整区域においてもその建設は可能ということになっておるわけございま
す。認められておるわけでございます。こうしたことから、これまで申し上げましたよ
うに、市街化区域では大きなまとまった土地を確保するということは非常に難しい状態

にございます。しかしまた、本町といたしましては、風致地区を含めた歴史的環境や文化財があります。こういったことに規制されているということもございますので、今後やはり、これからは大きなプロジェクトとしては公共施設を建築することはほぼないということを考えておるわけでございますので、そういうこと考える中でやはり農地をこれからはやっぱり少なくするということなしに、それを十分調整しながら施設の位置の選定をしてまいりたいと、このように考えてます。

○議長（中川靖広君） 10番、堯川議員。

○10番（堯川勝義君） 助役さんから答弁いただいたわけなんですけど、こういうことを申し上げると、堯川えらい矛盾したことを言うやないかとおしかりを受けるかもわかりませんが、私もある程度、今助役さんがおっしゃった点については理解はしております。西小学校にしろ南中にしろ東にしろいかるがホールにしろ賛成した1人でございますし、それはよくわかるんですけども、最近になって特に調整区域での大規模な公共施設、先ほど申し上げましたものを建設されるに当たって優良な農地がなくなってきたわけなんです。農地は、食糧生産という機能以外に保水地としての大切な機能を有している。建設に対して、調整池などで配慮されていることもよく存じておりますんで、今後私はやっぱり斑鳩町の将来を考える中で、もう少し真剣に考えていただくように要望して、時間がございませんので一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、10番、堯川議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従って質問していきます。

まず、1つ目として、王寺周辺広域市町村圏一部事務組合について、その・として、各一部事務組合が設立された経緯と経過をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 各一部事務組合が設立された経緯と経過についてでございます。

ご質問者もご承知のとおり、一部事務組合につきましては、市町村等の事務の一部を共同処理するために設立された組合でありまして、特別地方公共団体であります。

王寺周辺広域市町村圏では、老人福祉施設三室園組合、西和衛生試験センター組合、西和消防組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合の4つの一部事務組合を設立し、運営を行っているところでございます。

それでは、それぞれの一部事務組合が設立された経緯と経過につきましてご説明を申し上げます。

まず初めに、老人福祉施設三室園組合でございますが、当初、王寺町、斑鳩町、三郷村で、身体上もしくは精神上または環境上の理由により居宅により養護が困難な方を入所させ養護することを目的に、昭和31年2月に養護老人ホーム三室園として設立され昭和32年10月に業務を開始されております。

高齢化社会が進む中、身体的、精神的に障害があり、常時の介護を必要とする老人もまた増大してきたため、昭和49年には施設の充実、近代化を目的といたしまして現在の場所に移転され、昭和51年3月に組合名を老人福祉施設三室園組合に名称を変更されておるところでございます。

昭和56年10月には、平群町、安堵村、河合町、上牧町の4カ町村が加わり、7カ町村による運営をされるようになりました。

さらには、昭和60年4月には老人福祉施設の横に特別養護老人ホームを併設され、平成8年12月には老人総合福祉施設として安堵町にあくなみ苑を設置され、さらなる充実を図られているところでございます。

次に、西和衛生試験センター組合についてでございます。

圏内の人口等の増加によりまして予測される公害問題を未然に防止することや、飲料水など衛生検査の重要性にかんがみまして上水道の浄水管理を集中的に行い、圏内住民の衛生管理を行うことを目的といたしまして、昭和46年7月に王寺周辺広域試験センターという名称で設立されております。

設立後につきましては、水道法に基づく飲料水検査や下水道法による河川や放流水の検査を開始すると共に、昭和54年には大気検査、昭和59年には排ガス検査を開始し昭和61年に現在の西和衛生試験センター組合に名称変更されております。

また、平成元年には悪臭濃度測定検査の開始、平成10年のダイオキシン類濃度測定検査の開始など、公害、環境汚染の監視測定の拠点としての施設や機器の整備充実を図られているところでございます。

次に、西和消防組合についてでございます。

社会情勢が著しく変容している状況の中、住民を襲う災害の程度も大規模、多様化しつつあり、住民の生命財産を守り生活の安全を図るための積極的な施策を望む声が高まりつつありました。

そうしたことから、これら住民ニーズにこたえるため、各自治体の非常備消防であります消防団を存続させながら消防体制の常備化を図り、1町単独では設置が困難な常備消防体制の部分につきまして広域共同処理することを目的に、昭和52年10月に王寺周辺広域三室救急組合を前身とした西和消防組合を設立され、昭和53年4月から消防業務を開始されたところでございます。

最後に、王寺周辺広域休日応急診療施設組合でございますが、大阪のベッドタウンとして王寺周辺広域市町村圏の人口が急増する中、核家族化が進行し、乳幼児や高齢者を抱えた世帯にとっては、休日における医療不安が切実な問題となり、さらには1町単独では医師の確保が困難となっております。

このため、西和広域市町村圏を構成する7町で一部医療事務の共同化を図り、休日において医療を必要とする住民に対しまして一次医療として初期応急診療を行い、疾病の早期発見、治癒に努めるため一部事務組合を昭和53年10月に設立され、医師会の協力のもと日曜日、年末年始に内科、小児科の診療科目で業務を昭和54年5月に開始されたところでございます。

その後、平成2年10月には、入院を必要とする患者の二次医療体制である病院群輪番制を確立し、平成8年4月からは休日準夜間診療体制の充実を図られました。

また、圏域の人口は組合設立時の約1.5倍に増加いたしておりまして、組合設立時の施設では対応が困難となってきたため、平成11年8月に現在の場所に移転し、診療科目に歯科を加え、平成12年度から施行された介護保険制度にあわせて訪問看護ステーション、介護認定審査会業務を、平成18年度からは障害者自立支援法の施行に伴いまして市町村審査会業務を加えてさらなる充実を図られております。

以上が、それぞれの一部事務組合の内容でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 老人福祉施設三室園組合、それと西和衛生試験センター組合、西和消防組合と、斑鳩町にあるまだ長い名前のままである王寺周辺広域休日応急診療施設組合、大変長い名前ですが、担当しているところで名前の変更も考えていかれたらいいかなと思います。その4つの一部事務組合が設立されていて、それぞれの目的を持って設立時期も異なる特別地方公共団体である。そして、その4つの一部事務組合は、その目的に沿ってそれぞれのさらなる充実が図られているということですが、それではその・として、王寺周辺広域市町村圏協議会との関連をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合と王寺周辺広域市町村圏協議会との関連についてのご質問でございます。

まず、王寺周辺広域市町村圏協議会の設立された経緯を申し上げますと、広域市町村圏は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長や交通手段等の発達によりまして、市町村の枠を越えて広域化した地域住民の生活に対応するため、広域的な行政を推進するための基本単位として広域市町村圏振興整備措置要綱、これは昭和45年自治省事務次官通達でございますが、この要綱に基づき設定されたものでございます。

王寺周辺広域市町村圏につきましても、この要綱に基づきまして昭和45年10月に西和7町を圏域といたします広域市町村圏を設定いたしました。

広域市町村圏に属する市町村は、広域連合や一部事務組合、また普通地方公共団体の協議会を設置して、広域市町村圏計画を策定し、この計画に基づいて広域行政事務の共同処理、広域行政サービスシステムの構築等の事務を行っております。

王寺周辺広域市町村圏におきましても、協議会を設置いたしまして、王寺周辺広域市町村圏計画の策定及びその実施についての連絡調整を行っているところでございます。

また、協議会と一部事務組合との連携でございますが、先ほどの答弁の中でも申し上げました王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合につきましても、それぞれの行政需要に相互に協力して効率的に対応出来るよう、本協議会において策定した王寺周辺広域市町村圏計画に基づきまして設立してきたものでございまして、設立後におきましては協議会においても各一部事務組合間の連絡調整等も行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） この協議会において各一部事務組合間の連絡調整も行っていることですが、それではその次に・として、一部事務組合に対する構成町の議会として

の関与を問うという質問ですが、本定例会にも一部事務組合の規約改正が付議されておりますが、それらの点も含めて構成町の議会、すなわち斑鳩町議会としての関与をお示しください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 一部事務組合に対する構成町の議会としての関与についてのご質問でございますが、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙方法につきましては地方自治法第287条の中で、一部事務組合の規約に必ず記載すべき事項として挙げられております。そうしたことから、王寺周辺広域市町村圏内の一部事務組合におきましても、各一部事務組合の規約の中で、組合議会の議員の定数、任期等について規定いたしております。

王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合におきましては、組合の議会の議員につきましては、組合町の長、ただし長が組合の管理者または副管理者となる組合町にあっては助役、そして組合町の議会の議長をもってあてると規定しているところでございます。組合町の議会におかれましても、この規定に従いまして議長を選出していただいているところでございます。

なお、本定例議会におきましても、各一部事務組合の議会の議員を、地方自治法第287条第1項第5号の趣旨を踏まえまして、公選により選挙された者のみで組織出来るよう各組規約の一部の変更をお願いしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 組合議会の議員選出については、4つの組規約の第5条、「議会の組織」で、組合の議会の議員、すなわち組合議員の1人には、「組合町の議会の議長」と規定しております。私の一般質問の通告後前もって資料提供をお願いしていた県内広域連合・一部事務組合の各議会の議員の選出について、各市町村議会での選出方法の一覧表では、構成市町村の議員と規定されるものが多く出ております。むしろ議長だけと限定している組合は、当町が加入している4つの組合だけであります。これらのことから、王寺周辺広域市町村圏の一部事務組合及び協議会での議会の議長と限定された、規約がそのようになった当時の経緯についてお示しください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたとおり、地方自治法第287条第1項第5号の規定によりまして、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙方法につつま

しては、一切規約に任されているところでございます。そうしたことから、県内の一部事務組合等の議会では、各市町村の議会から選出の議員につきましても、議員の中から選出されているところでございます。

ただ、王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合におきましては、最初の一部事務組合の設立に当たりまして、王寺周辺広域市町村圏協議会におきまして種々議論を尽くされたものと考えております。そして、その議論の中で選出方法等を決められたものと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） この件については、色々と議論を尽くされたものと考えていますということで、古い話でもありますし、そのように今まで推移してきたということもありますが、先ほどの答弁にもありましたが、本定例会には、各一部事務組合の議会の議員を、地方自治法第287条第1項第5号の趣旨を踏まえ、公選により選挙された者のみで組織出来るよう各組合格約の一部変更を上程ということで付議されております。

それでは、ちょっとお聞きしたいんですが、組合町の議会、すなわち斑鳩町議会の私たち議員は、公選により選挙された者ではないのでしょうか。その点についての見解をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 組合町の議会の議員の皆さんも、公選により選挙されました方でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） それでは、なぜ規約変更案で「議会の議長」を同じ時に「議会の議員」としないのか甚だ疑問なんですが、今は一般質問ですので、付議議案への質問や提案は決してするつもりはありません。なぜなら、議会のルールに反するだけでなく、議会議員としてナンセンスな言動となるからです。

そこで、お尋ねしたいんですが、各組合格約の一部変更は、その付則の中に、「知事の許可の日から施行する」とされておりますが、規約変更までの手順というんですか、順序をお示し願いたい。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 一部事務組合の規約変更等の流れについてのご質問でございます。

まず、当該一部事務組合の管理者から事務担当者に規約変更等の案の策定を指示されその案で事前に構成市町村に協議をし、その協議が整えば構成市町村間で規約変更について正式協議するため、各市町村長が規約変更等の議案を市町村議会に提出することになります。市町村議会におかれましては、その内容を審議し、同意が得られましたならば議決をいただき、その議決をもって構成市町村間で規約変更等について協議を行います。この協議が整いましたならば、一部事務組合の新設の場合につきましては構成市町村長から、既に設置されている一部事務組合におかれましては、一部事務組合管理者から県知事に規約変更等について許可申請を行うこととなります。なお、一部事務組合管理者の名前で申請する場合には、協議が成立した旨を保証する書面を添付することが必要となります。この後、知事の許可が得られまして規約変更等が成立することになるわけでございます。

ただし、王寺周辺広域市町村圏内の各一部事務組合共通の変更等の場合におきましては、王寺周辺広域市町村圏協議会の会長が副会長と協議する中で、あらかじめ幹事会に案づくりを指示され、その案を会長が事前に構成町の町長に協議されるということになりまして、それから以後は先ほど説明申しました順に処理していくということになるわけでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 私たちの斑鳩町は、今、審議会等の委員の定数及び選出区分の見直しについてを精力的に取り組んできております。組合議会の議員の選出の見直し、特に構成町の議会からの選出、すなわち規約に規定されております「組合町の議会の議長」となっているこの「議長」を県内の他の一部事務組合の規約と同様に「議員」に規約変更することは、その任期の問題も含めて組合議会の活性化を図るための一つの方策となるのではないかと考えておりますが、このことについての見解をお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 組合議会の活性化の方策につきましては、組合町の議会の中からそういったお話が上がり、王寺周辺広域市町村圏協議会に提案されましたならば、議論されていくものだろうと考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 組合町の議会の中からということは、斑鳩町議会の中で今私は議員として一般質問でこの点についても色々意見も言わせていただいておりますが、こ

のことで王寺周辺広域市町村圏協議会で提案され議論されていくと今の答弁を理解していいのか、確認させていただきたい。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） そういったことで議論されていくということにもなります。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 私は、今、一部事務組合の議会議員から、現在行われておりますように、各町の議会議長を、それを排除せよと、そのように言っているではありません。あくまでも組合議会の活性化を図るために「議長」と限定している部分を「議員」そのように規約改正をしていただきたい、そういう思いから今質問をしておりますが、王寺周辺広域市町村圏協議会の幹事である植村総務部長に、議員を議長と区別したような旧態依然の規約の改定を、早速直近の幹事会で提起してもらいたい。また、同協議会の委員である中川議長に、12月26日に予定されております協議会で、この項については改定が必要との意見を言ってもらい、関係町の3月議会に付議出来るよう進めてもらいたいことをお願いして次の質問に移ります。

2の特別職報酬等審議会について、その・として委員選出についての基準と留意点を問うとの質問ですが、その設置目的、委員数、委員の選任基準等斑鳩町特別職報酬等審議会条例も含めてお示してください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町におきましては、昭和45年、斑鳩町特別職報酬等審議会条例を制定いたしまして、斑鳩町特別職報酬等審議会を設置いたしております。

これにつきましては、当時の自治省、現は総務省でございますが、からの全国の地方自治体への通知に基づくものでございまして、通知の内容といたしましては、委員報酬や町長、助役、収入役の給料を改正する際には、町長が関係条例改正案を議会に提出する前に、住民の公平な判断に基づく民意を反映させるため、第三者機関でございます特別職報酬等審議会の意見を聞いてから提出するというようにされたものでございます。なお、委員の選任基準でございますが、審議会の委員は、町の区域内の公共団体等の代表者、その他住民のうちから選任するということとなっております。

そうしたことから、当町におきましても、議会議員の報酬の額及び町長、助役、収入役の給料の額に関する条例を議会に提出する時に際しましては、当審議会の公平な判断に基づく意見を聞かせていただくために諮問をいたしまして、その答申を尊重すること

により住民の理解を得られるよう努力してきたところでございます。

今回の特別職報酬等審議会への諮問につきましては、平成14年度以来4年ぶりとなりましたが、今回の審議会委員の選任に当たりましては、町全体の審議会等附属機関の見直しを行うことにしたこともございまして、より実効性のある審議会運営のため、委員数を従来の8人から6人に変更すると共に、町の区域内の公共的団体からの選出を極力控えさせていただきまして、より専門的な分野からの視点に立って審議をしていただくため、またそうした期待も込めまして委員を選任させていただいたところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 「4年ぶりの設置に当たり、より実効性のある審議会の運営のため、またより専門的な分野からの視点に立って審議をしていただくため、条例に明記されている町の区域内の公共的団体等からの選出を極力控えた」とこの項については、いささか解せないところがあります。そして、これは条例軽視と言わざるを得ないのではないかなと思います。

また、審議会等附属機関の見直しには、より多くの住民の意見も反映していく必要性も含んでおり、委員10名以内をもって組織するこの条例は、斑鳩町審議会等の設置及び運営に関する要綱にも当てはまっており、委員数を従来の8名から6名に変更する根拠は全くない、私はそのように思っております。

それでは、前回の委員のうち今回排除された公共団体名とその理由を再度お示しください。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 排除といいますか、いわゆる選任をそういったことで変えさせていただきました理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。そうした中でしましたのは、自治連合会長と婦人会長でございます。都計審の会長でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 自治連合会長と婦人会長と都計審の会長というたら、3名ですか

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 申しわけございません、商工会の会長を含めて4名でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） ということは、条例に記載されている公共団体等というその代表者を4名、以前は8名でしたのでその半分である4名を、排除という言葉はきついのかどうか知りませんが、遠慮してもらったと。その根拠というのは、先ほどの部長が答弁されております、より専門的、そしてより実効性のある審議会、そのことに当たるんですか。それはおかしいでしょう。だからね、そういうようなことは、私はやはりどう考えても、選任の時に色々なことが働いているんじゃないかな、そういうことをまず感じております。だけど、この審議会は答申後解散という形になっておるんだと思いますので、私はそのことについては、ただ少し指摘したいこと。それは、そういうことは余りにも執行部の身勝手な条例解釈と、一種の横暴であることを強く指摘しておきます。そしてその次の質問に移ります。

その・として、答申に基づく条例改正と特例措置を問うとの質問ですが、財政健全化等の目的で、平成18年度では町長はみずから給料月額15%減額という特例措置を講ぜられました。しかし、今回の特別職報酬等審議会の答申では、給料月額の7%減額にとどまっており、今年度と比較して実質町長に関しましては8%アップの状況と、このようになります。町長はこの答申を尊重し、7%減額と称して町長については8%増額の条例改正を本定例会で行うとしておりますが、さらに特例措置を講じる考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 厳しい経済状況下にありまして、本町の財政状況も厳しさを増す中、財政健全化に向けて行財政改革の推進を図っていくため、平成17年4月から町長、助役、収入役及び教育長の給料月額減額という特例措置を講じ、平成18年度ではその減額率を引き上げるという措置を暫定的に講じてまいったところでございます。平成19年度もこの措置を講じることになりますと、暫定措置と言いながら3年にも及ぶこととなります。特別職報酬等審議会の答申を尊重するという立場でありながら、減額とはいえそうした措置をこのまま継続することはいかがなものかということから、平成14年度以来4年ぶりに特別職報酬等審議会に、町議会議員の報酬及び町長以下いわゆる三役の給料の適正な額及び実施時期について諮問したところでございます。

審議会におきましては、5回にわたり慎重にご審議をいただきまして、平均7.09%の減額という答申をいただいたところでございます。その減額の改定理由といたし

ましては、こう述べられております。

行政需要は複雑化し、業務の重要性は増大している中、特別職の報酬はその果たすべき責務に見合う対価としての相当な金額であるべきである。しかしながら、昨今の町行政を取り巻く財政状況、また財政健全化推進のための給料の減額措置などを行っている状況がある。そのような状況にかんがみ、最近における当町の財政指標や中長期的な同指標の推移の展望を行い、次に近隣及び奈良県内市町における特別職の職員の報酬との比較、国家公務員及び奈良県内市町における一般職の職員の給与の推移、本年度据え置きとなった人事院勧告等を勘案し、改定率及び金額について一応の結論に達したところであるが、これに加えて単独町制を選択した住民の行政改革への機運や、過日公表された財政健全化検討住民会議の意見書にも配慮を行い、現行、特例措置前のこととありますが、現行の報酬及び給与月額について7%減額すべきとの結論を導いた、というものでございます。

当町といたしましては、特別職報酬等審議会の公平な判断に基づく民意を反映した答申であるということを中心として、平成19年度につきましては、その答申内容を尊重し、報酬及び給料月額約7%を減額することにしてまいりたいと考えているところでございます。

議員がご指摘の件につきましても、このような答申がありますものの、財政状況が厳しいことにつきましては相も変わりませず同じ状況でございます。こういった点を考慮する必要性は、全く否定するものではありません。したがって、よく検討もしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 全く否定するものではありませんと、したがってよく検討もしていきたいと考えておりますということなのですが、私は特報審の答申内容を尊重されるということに対しては、何ら異存はないんです。だけど、このことは、なぜかといいますと、先ほど私が条例軽視と、そのように指摘した特別職報酬等審議会条例の所掌事項第2条を、今度は余りにも重視し過ぎるからではないのかなあと、そのようにかねがねから思っております。その2条を見ますと、「町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときはあらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見をきくものとする」、これは特報審の設置条例の中の第2条なのですが、それではちょっとお聞きしたいのですが、過去に答

申と違った状態で報酬が推移したことはないのか伺いたい。具体的な例は結構ですので、あるのかないのかだけで結構です。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 私の記憶でございますけれども、答申がありましたもののそのとおり実施してこなかった経緯があることについては聞いております。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野槇雄君） 今回、確かに、「特報審の公平な判断に基づく民意を反映した答申であるということを重く受け止め」、これは当然執行部としては、そういうぐあいな言葉を言ってもらうのは当然なんです。

それでは、今まで17年と18年、おのおの3月議会に町長は、先ほど私が申し上げたとおり、特例措置という形で、付則の変更でされてきました。そして、今回も、先ほどの答弁の中で、こういう特例措置ということをいつまでも置いておくのはいかなものか、そういう考えもあります。それは確かにあると思う。その特例措置はなぜ特例措置でされたのか、そのことについて、今回のように何も、1年ごとに特報審を設置されたという経緯も私はあると記憶しておるんですが、1年じゃなくて2年ぐらいね。だから、14年にされて17年に特例措置。もし本気でやったら、その時に特報審の答申を聞けばいいことで済むことなんですが、特例措置はなぜ特例となるのか、その点お示し願いたい、そのように思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先ほども申し上げましたとおり、議会の議員の皆様方、また町三役におきます給与等の改定につきましては、特別職報酬等審議会の意見を聞いてするという事になっております関係上、そういったことを開催してこなかったという中で減額措置をさせていただいた。これにつきましては、先ほど申しておりますけれども、単独町制を目指すということになった関係上、そういった財政健全化を進める中では、住民の皆様の痛み分けも当然生じてくることでございます。そうしたことから、それを理解をしていただくためにも、町長みずからそういった給料を一時的に減額し住民の協力を求めているというふうな見地に立って暫定的にされたものでございまして、そういったことからこの改定につきましては、先ほど申し上げましたように本俸の中での改正ではなくして付則の中での暫定的措置として改正させていただいたものでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、小野議員。

○7番（小野楨雄君） 特例措置は、今、部長もおっしゃってるように、諸般の事情によって特報審の答申を得るいとまがないというんですか、その時間がない。それだけ財政健全化に向けて緊迫した状態であるので、町長はみずから17年度については10%、18年度については5%ということで15%という形で条例改正を提案されました。また、同時に私たち議会の方も、財政健全化に向けて議員定数と絡めて色々議論させていただいてそしてまとめた結果、議員定数は1名減、それについては議員提案という形になりましたが、もう1名分、財政健全化に向けてもう1名分ということで出発した議論は6.25という細かい数字でしたが、平均すれば7%という形、それをとらしてもらって、それは何も19年度からでいいんですが、そこまで延ばしてもいいんですが、やはり町長もそうして特例措置で財政健全化に向けてされているということで、同じようにこの3月議会、といいますのは18年度の予算に効果が出るようにということで、7%という数字で特例措置をとらせていただきました。

そのように、この特例措置は、いわば暫定措置なんです。それではやはり、いつまでもその暫定措置であれば、いつどうなるかもわからないし、やはりこの際特報審の意見を聞こうということで、それで4年ぶりに諮問されました。それはなぜかというのは、暫定を答申を得て確定というようにするために諮問されたんですね。それで、その答申は、先ほど部長が読み上げていただいたとおり、私どもにもそのコピーは来てます。特報審では7%でいいと。これは、私たちにしてみればありがたいというんですか、ありがたいというのは、私は議員として私たちのことも認めていただいた。同じ7%だからね。微妙に金額は違います。丸めですが、基本的に私たちが考えていたということは、1人の人数を減らすかわりに7%ということでこれは組み立ててきた経緯もありますし特報審の議員の皆さんがそれをいわば認知していただいたと、そのように思っております。そして、町長についても7%でいい、これは答申です。

だけど、先ほど私申し上げたように、町長については特例措置と比較してやはり8%アップになるんですね。15%減額してた、特例措置。それで、議員はほぼ同額なんです。それで、この結果、特報審の答申を尊重しなければいけない。そういうことで、平成19年度は8%アップのままいくと。「答申内容を尊重し、報酬及び給料等月額の約7%を減額することとしてみたいと考えているところであります」と一応言うておられる。これは言わなければいかん。その後に「しかしながら」ということで言うて

もらってますけどね、私は、今、議員が、これは町長ちょっとおかしいん違う、8%アップだと、こういうことでいいのかな。そして、19年度には、私は必ず今までの、というんですか、今のというのが正しいんですか、まだ条例が成立しておりませんので、今の報酬から15%減という形に特例措置であと8%下げていくのが当たり前じゃないんかな、そのように思っておるんです。

だから、このまま8%アップのままにいくという考え方は、やはり当初に財政健全化に向けて行財政改革の推進を図ることには私はならないんじゃないか。幾ら答申があるから7%でとどめておくというのは、私はこちらの観点から言えば、それではやはり一種の住民への裏切り行為と、そのように指摘されてもしょうないんじゃないか、そのように思うんですが、そしてこのことについては、この場で色々議論することは避けませんが、次の3月議会、いわゆる次年度、19年度の予算議会に特例措置による条例改正が提案される、そういうことを期待して私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、6番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 私の一般質問大変数少ない中、毎回三代川改修について質問させていただきます。私もそばにおりまして、三代川改修について、役場の理事者の方も個人的に地権者と何回か話し合いに休みの日に出ておられるのをよく見かけます。しかしながら、私も出て12年になりますけども、改修工事はそのままとということで、今あの近所の人ちょっと意見聞くと、出来ないの違うかと、あんた反対してるの違うかということをお聞きします。それでちょっとこの三代川改修について質問させていただきたいと思います。

・番目に、今日まで個人との話し合いの結果ということで、どないなったのか。また進捗状況あるのやったらあるように見せていただかなかつたら、ちょっと聞く話によると、一部話をついてもう立ち退きをされると聞きますが、今日まで十何年間はそのまま

ですので、こちらの方では話し合いが出来たと聞いているけども、皆さんがやっぱり見えるというのは、工事を進めるということで初めて、ああ、出来るのやなということですので、そのことについてちょっとお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 三代川につきましての交渉過程というご質問だと思うんですけども、三代川改修事業につきましては、現在までの改修済み部分から上流部のJR付近までの区間において今現在進めてもらっております。地元自治会や土地所有者借地人などに事業の計画説明を行いまして、その後土地の境界の確認作業や家屋調査を進められております。そうした作業を進められる中で、地元や地権者の方においては、事業に対する一定の理解はさせていただいているということで認識しているところでございます。

そうした中で、今年度には1件の用地補償契約が締結が出来ました。土地の引き渡しに係る家屋の撤去について地権者において現在進めていただくということで、年明けから具体的な作業にかかれるのではないかなと、このように思っております。

また、安堵方面へ通じている町道306号線より北側約50メートルの区間におきまして、借地人が3人おられます。そして土地所有者が1名ということでございます。重点的に用地の協力依頼を今県と共に行っております。借地人と土地所有者の方にも、今日まで一定のご理解は得ているところでございまして、今年度内にはまとめてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、一定の答弁をいただきましたが、土地の境界の確認作業と家屋の調査はすべて終わっておりますのか。

○都市建設部長（藤本宗司君） 建物の調査の関係は、先ほど言いました306号線からJR踏切部分まで概ね終了しているということで、一部再度調査が必要な部分当然あるわけですけども、今後終了していくということでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 遅れている原因は何かとよく言われて、土地の境界の確認が出来てないと。また、地権者との家屋の調査もあり、あこはちょっと複雑なとこでわかりにくいと聞いていると私もよく言うんですが、やっぱり現に話が進んでおったら、一日も早う取り壊して進捗状況をみんなに見てもらおうと。私もここへ出していただいてから、

この三代川の話ばかりしております。出来ますというて出来てない。12年間私もここへ来させてもろうて、来年はここからやめさせていただこうと思うてますが、出来てなかったら、地元の方は、出来てない、あんた反対してんねやろとこの間言われましたんで、ちょっとこの一般質問させてもらいましたけども、今、部長の答弁いただきまして、大分に前に進んでおると。年明けでも一部、私も聞いておりますけども、陸橋にかけて郡山土木も進んだ話になるようにこぼっていただいて、やはりみんながやっぱり出来んねやなというような方法をとっていただきたい。

一番今の改修工事、阪井パイプのそばからやりにくいというて私も聞きました。あそこの川幅というのは相当大きいです。6メートルやったらあそこにかかれへんの違うかなと私思うんですけども、やはりあの間、安堵へ行く橋までは出来んのやないかと。やれるところからやっぱり一部でもやってもらったら、皆さんは、ああ、こないして出来ていくねやなということを知っててもろうて協力もしやすいのやないかと、そう思うております。これをちょっと私も聞いたんは、一部話が出来たというのを聞いてますねけどまだ家買うてなかってそのままやったら、一つも進捗状況ないやんか、やってんのかと言われたんでちょっとお聞きしたんでございます。これはこんで結構です。

次は、県は35年余りの改修工事をどのように思うているかということですが、私もここへ出てなにですけども、三代川については私も下の田んぼを協力しております。それから見ますと、あの阪井パイプの橋のどこまでは出来たけど、その間やはりうちの土地の方も大分に反対ございましたけど、今やったらよかったなということであこまで来て、あこから動かんというのは、これはやはり、法隆寺の門前の話やないけども、あれも強制執行やってこぼったというところまでいくぐらいせんなら、強いもん勝ちというふうになってくるんやないかと思えます。町としてもやはりそこまでいくながあるのかないのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この三代川につきましては、昭和46年ぐらいから大和川の合流点からあこを進められまして、今日までに事業の延伸等されながら整備を進められてきていると。そうした中で、今、質問者もおっしゃってますように、もとの阪井パイプさんのところの橋梁まで実施して、その後事業見える形にはなっておらないわけですけども、今日まで地元の説明会、調査関係を色々作業的には進めながら地元の理解を得るべく取り組んできた。今日になって用地契約をさせていただくまでに進んで

きたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 部長の答弁なるほどと思うんですけどね、私もこの三代川については大分に、常任委員会から県土木へ3回、議長させていただいている時も県へ要望に行きました。県の土木部長も、はっきり言う人はやはり色々な問題を言われます。ちょっとここで言いにくいので言いませんけども。そやけども、県としても今にもやるようなことを言うてて、今度行ったら所長が替わっているというような感じで、いつ出来るのかなと。

やはり、上へ上がってきますと、阿波、また興留のあの山田の曲がり角、あの水を見ると、やはり富雄川の改修、また竜田川の改修をやらしてもらって、三代川というのはやっぱり斑鳩町東地域の水が全部寄っていくところであると。一日も早うしてもらわな水がついているということで、私もじっと見ておりますねけども、やはりこれは県に向かって、今も堯川議員もやかましゅう言われるように、斑鳩町から2人も県会の先生が出ておられます。もう少し力を入れていただいて、私も町から出た時に、県事業どこでやられているか、方々で工事やられておられます。斑鳩町がどれだけの県事業をやられているか、それも関心があって見ております。もう少しやはり斑鳩町へ事業を持ってきていただきたいなど。堯川議員いつでも、むくつけというたらおかしいですけども、言わはるとおりやなど。私らもここへ出していただいて関心あるのは、そういうとこに関心持って見てます。難しいことではないです。よそへ行って河川工事やってた、どこがやってんのかなというように思いますので、やはり今後早く、もう話のついたとこはとりこぼってやらしてもらわんなら、進捗状況なかったら、お前反対してんねやと私言われた時には、どない言うていいのかわかりません。しかし、今度の一般質問、しょうもない一般質問になるかもわかりませんが、私は三代川改修について取り上げたわけでございます。出来るだけ、進んでいるということですので、早く皆さんにわかっていただけるようにやっていただきたいと思います。

何ぼ理事者の方が土曜日、日曜日割いて地権者と話しかけて、進んでないやないかと言われるのも、私も見ておりますので、申しわけないと。休み繰り上げて地元の地権者と話されているのを私はちょいちょい見ました。夜来てくれと言われたらやっぱり夜行かんなん家も出てきます。交渉大概難しいと思いますが、やはり出来たとこからでも半分でもこぼってやるんやということをみんなに見ていただいたら、その近所はその気持

ちになって協力してくれはると思います。1人だけ反対するということは滅多にないですわ。どこが先に口開けするか、あこがしはったらうちもしようやないかという話が出てくると思いますので、これは何回か行って、JRのあこまでやって駅舎が出来るということについては、あの整備もしていただかんなら、裏に副水路あるということであれが余計足踏みしてんのかなと思います。そやから、ええ川出来たなと言われるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、・点目、興留、松楽園さんもちよつと私も行ったんですけど、あの橋の架け替えやっております。この間あこで矢板打っておられて、私があこ通るのにガードマンに止まれと言われた。止まって、何の工事やわからんと。必ず、町道を利用してんねやから予告を出さないかんのに、ガードマンというたら警察より偉いのかと私もちよつと言うたことがあるんですわ。止まれて何や、何やってんねんと。町道利用をしに来た時には、やはりどんな仕事で区間、いつまでかかるということは、これは告示として出さないかんの違いますか、ちよつとその点教えてください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご質問の工事関係については、あくまでも占用工事ということでございます。町の町道側に影響が出るということで占用許可を与える、また河川の占用が必要ということで河川の占用許可取っているわけですけれども、その辺で許可条件等明示をするということで、町の方も工事をやっている代理人等に指示をしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） それで、私2度役場へ言いました。それで役場から言っていたいてあの看板が立ったわけで、民間の人がやっているということで、町の下請けやったらああいうことは出来ないと思うんですけども、やっぱり道路管理町がしておられるから、巡回、パトロールしはって、ああいう場合は早く告示を出してくれと、何の工事をやっているということを。あの水が濁って、うちの方の下の方へ大変迷惑かけております、田んぼの野菜へ水を送るのに。何でこのくらい毎日濁った水が来るのかということ言われた時に、いや、上でこうこうして工事していると私も言いました。

あの民間会社やっている橋の架け方、私はこれへ名前書かせてもらったけども、あこの前の松楽園さんへ聞きに行きました。地元説明があつてあの橋があのようになりまして。郡山土木は、カルバート式でやったらあんでええやないかというのかしらんけど

も、今日まで塩見からずっと下のところみんな橋上がっております。道の上へ橋台を置いてその上へ桁ついております。あこはなぜレベルみたいな感じになったんか、ちょっと教えてください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） あの橋の構造でございますけれども、上流部の河川断面等確認される中で、町道側に少しでも影響を少なくするという事で、県の方でボックスカルバートで施工すると、そうすれば厚みが多少なりとも低くなるということで占用許可を与えられたものと思っております。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、町道はやっぱり余り上げないようにすると。それであれば、前からあの橋をなぜあんな上げたかということをお聞きしてありますねん。郡山土木も勝手にまだ改修工事出来てないのにあの断面とってこれでいけますというて、もしか、あれ東側の堤防張石してますやろ。あれより下がった桁入ってます。上のたたきで水はみ出でつかんのかつくのか、私はこれはちょっと疑問やと思います。阿波の川本医院のこの橋が水たいたいたら必ず阿波の村の中は水つきます、阿波1丁目は。あれが上がっておれば私はこんな質問はしませんねんけども、川幅もたらつかんというのは、これはおかしいと思います。やはり、下が改修して川底が下がりゃ水の流れよくなって上がりませんけど、川は一緒やのに川幅広めてこんでよろしいということは、ちょっと私にしたら腑に落ちませんけども、どういう話ですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町としても町道にかかわる工事ということでございます。地元の方からの当然要望もございます。今日まで道路があのような状況になっている中で、出来るだけ低く抑えてほしいと、上がらないようにしてほしいということの中で、業者の方にも出来るだけ低く抑えるという方策を考えるようにという指示もしております。そうした中で、土木事務所、河川管理者である県の方で現在の構造によって占用許可を与えられていると。それについては、あくまでも河川断面等を確認しながら許可を出されているということでもあります。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 地元の要望というか、地元によってああいうこと出来るんでしたら、なぜ初めに、向こうから上がってきてんの、車が通りにくい。なおさら、荷物積む

と、トラックやったらスピード出したらひっくり返るといことはよく聞きました。今郡山土木が地元説明入ったんかしらんけども、あれは興留5丁目ですか、その方と、向こう側へ越えたら阿波2丁目やと思います、そのみんなの方の要望でないなってんやったら、下のあの高い橋をどない思うてはりますか。

一遍郡山土木へ行ってそれを言ってください、文句言うてはる人があるって。郡山土木もそんな勝手なことをしたらあきませんよ。やはり河川法に基づいて物をやってんのやったらやるようにせんなら、カルバートを入れたらいいから、何が低う出来たかいうたら、あんなやり方どこにありますの。ああいうやり方すると、やっぱり上で私は阿波方面から文句聞くのやないかと。それも改修工事があこまで上がっているのやったら水がはけると思いますけども、まだ下、300も400も下にまだ堰堤打ってますので、それを下げてきて初めてあれは理屈通るとは思いますけど、あのままでやったら、今年は雨期の体質でなかったと。いつでも梅雨時に豪雨が来ると。今年は幸いにしてなかったと。あれば、あこで水がたたいた時やはり問題起きるのやないかと。地元だけの要望は地元の方、上げられたら通りにくい、また向こうへ渡りにくいということであつたんかしりませんが、その下見たらみんな上がってます。そんな不公平なやり方したら、やはり今度は協力出来んようなまた格好になってくるの違うかと思はれますねん。悪いですけど、今度郡山土木行ってこれ言ってください、地元から文句聞いてますと。あんなやり方出来るんやったらみんなしたらええねやろうと。今の所長がどういう考えしたんか、担当課どんな考え方したんかしらんけども、なぜ下からああいうえらい上へ上がらな渡れへんような橋桁するねやったら、今みたいなやり方せえへんかったんかと。河川法変わって、いや、こうなりましてんというたらしようないけども、やはりああいうやり方するというのは私は不公平やと思はれますけども、今度もしか部長郡山土木行きはつたら言うてください。私も言いに行きます、ああいうことをされたら。

非常に私も初めは、三代川改修には皆さんから、あの係の人から皆言われて大分に勉強しました。土木へ行つたらはつきり言う所長もいます。なるほどそのとおりですわ。何も行政が怠慢やないです。もっと自分らが買うとこ、建てるとこをよく認識して建ててもらわんなら、そのしりは全部行政へ持つてくると。これは大きな間違いやと思はれます。何期前やったかね、所長がはつきり私に言いました。なかなかこの方は、昔の頭の方やけどもいいこと言いはるなど。それで、水ついたら町怠慢やへっちゃくれやいうて言われて町それに対応せんなんと、ちょっとこれは腑に落ちんなど私思はれますけども、

この項はこれで置きたいですけれども、郡山土木行かはその所長に一遍言うてくださいあの橋桁ずっと一つずつ見てくださいます。今架かっている橋は7戸が架かるので、相当大きい橋ですね。あれが占有取るのに許可おとりねんやったら、うちの方から大きい橋架けさせたたら、反対せんとすぐ進むんじゃないですか。うちのところで進まんとこは、橋の上スラブ打って駐車場されとるから進まんと私は思うてます。ちょっとそない聞きました。結構ですよと、橋の上全部カルバート打ってなにしてくださいと、車止めてください、1級河川やけど構いませんというのやったらすぐ出来るような気がしますあれ7戸建ただけやのに、あの橋の幅相当広いですわ。7戸入るだけやのに、まだ向こう道ないのに何であんな大きいのをしたんかなと。それは個人が持つてるのやから構いませんけれども、許可をおろしたと。占有を取るのにあれだけの大きいもん許可すんのかなと。それやったら自分とこの間口いっぱい橋かけられるの違うかと、個人でやったらですよ、そう思います。これはいつか郡山土木で聞いてくれはったら結構です、今日は回答結構です。

次に、番目といたしまして、安堵斑鳩線の興留5丁目交差点の橋の架け替えというのは聞いております。町の方はどうか知りませんが、ちょっとこの間興留で聞きましてあそこのところで大型が入り込んでくると、それでうちのところ入って回ると、非常に迷惑をしていると。で、地元説明あったんかと。いや、知らんと。すべてやっぱり地元で了解を入れてやっていただいたらええねやなと私も思うてますけれども、あの今東洋シールの前の道、相当広い買い上げ県がしました。三代川はやっぱり川底は6メートルと。そこから町道安堵斑鳩線つけられると思うんですけども、今現在架け替えするとすれば、新たに出来る道のセンターに橋は架けられない、北へ寄ると。隅切りで補うというような感じやと私思います。あこに農業用水の風船ダムを設けたいというのが地元の要望やとちょっと聞きましたけれども、やはりあの道いっぱいまで上げるんなら西興留へは水は送れないと思いますが、自然流下ということで、町としては地元説明、またそんな話を聞いておられるかちょっと聞かせてください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘の橋梁につきましては、県の方でその橋梁の状態を確認していただいた中で、少し橋梁に一部異常も見られるということから早急に暫定的な形にはなっていくとは思いますが、整備をする必要があるということで、今現在、先ほどもありましたように、ボックスカルバートにて整備をしていこうと

いうことで聞かされております。

計画の概要では、幅員的には、車道幅員で、今現在橋の上で5メートルぐらいになるうかと思うんですけども、それが7.5ぐらいに拡幅になると。歩道は別途3メートル50で下流部につけられるということになるわけですけども、総合した中で、今言われております井堰がちょうど橋の道路のところ辺にかかってくると。そうしたことで興留の土地改良区が管理しておられるゲートということでございますんで、改良区に説明をして下流部に下げさせてもらおうと。そして、今現在自然取水になっておりますんで自然取水が出来るようなゲートにしてもらおうということで改良区にも説明もさせてもらいながら今日に至っているということでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 下の橋も上の橋も地元説明ございます。それには町が出席されておるんですか、どうですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘の、さきの質問の下の橋についてはあくまでも個人の占用でございますんで、占用者が個々説明をして住民の理解を得ていただくとそうした中で、町も住民の方から聞いた内容も指示事項として出しながら進められているということです。

今回の天理斑鳩線の橋梁については、あくまでも行政側の県の事業として整備されるものでありますんで、まずは井堰の問題が一番大事になってまいります。これを動かさない限り改修は出来ないということでございますんで、興留土地改良区にご相談申し上げまして、ゲートの方法等協議をさせてもらって、今、県の方で計画をまとめてもらっているということでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、安堵線へ曲がる橋について地元の水利組合からやかましゅう言われました。というのは、穴があいて下がってきていると。あこで差し板で水を取っておられます。それを入れるのに、橋の下を見たら非常に危険な状態だと。危ない危ない言うて、誰か県へ言って出来るようになったと、ちょっと私そういうことを聞きました。やはり、県問題は、河川は県になるんですけども、民間はやはりそれは郡山土木との話し合いで、自分とかが郡山土木の言われたとおりにしたら、町にも何も関係ないとほんその近所だけ説明したらいいと、そういう解釈でされとるから、ああいう道路使用

をして、矢板打つのにごっついユンボで出てきて通るのに危ないと。ガードマンは止まれと言うし、何やってはりまんねんと聞かんなん。そういうようなやり方は、町ね、道路管理している以上、巡回して、工事現場はやはり安全な場所にしてもらわなんたら横っちょは通れないと。それだけ私このなにでちょっと言わせてもらいたいのは、道路管理、工事しているところは必ず見てくれと。ガードマンよく急に止まれと止めるから、あんた警察より偉いのかなと私いつも言います。それはガードマンは職権でやっているのだと思いますけども、やはり予告出してもろうたら、ああ、ここは工事中やなどわかるけども、何となしに止まれと言われたら一番難儀しますので、そういうところを気をつけてもろうて町内の道路管理をしていただきたいと思います。

これも、阿波の方へ私もまだ意見聞いておりませんが、今の橋桁の状態、今度架ける山田の交差点の橋桁も、現状で低くあれば阿波の方は水つくんじゃないかと。これをよく考えて県との話し合いでしていただきたい。また上がってもなにやし、低うても難儀な話やと。改修工事が上がってきたら目途つくけども、それはレベルで見たらわかるというようなもんやけども、今の状態であの橋桁つけてもろうて架けるとなったら、またあこが低過ぎたとかいう問題出てくるんじゃないかと。この話を郡山土木にはつきりして、改修した時点、同じような感じでやってもらえへんかと。今した、また今度改修工事もう一遍こぼってやるねんと。これはやっぱり経費の無駄ですので、そういうことのないように。

阿波のあこから斑鳩高校の生徒が通ります。私も消防生活長かって水防には大変出ました。あこ水ついたらみんな靴脱いで裸足で通ってます。あれ冬場であれば生徒が皆風邪引きます。梅雨末期、6月の末から7月のかかりに、集中豪雨来る時の一時的な水でみんな靴脱いで笑うて走っているけども、実際冬であれが100メートルでもあれば皆風邪引きます。そういうことはどうなるかという、あの生徒が、斑鳩高校出来てから年のいった人やったら40近うなるとは思いますけども、水害あったら、私ら学校行った時斑鳩のあこいつでも水ついてんと。これは一つのええ話題になると思います。一日も早く改修してもらいたいと、私はこう思います。この項についてはこれで終わっておきます。部長に言いましたように、郡山土木で今度もああいう形で全部やるんやったら、下の方がもし架け替えすると言いはったら、それで許可おりると私は言うときますのでそれでは、2点目の問題に移らせてもらいます。

県条例である風致地区条例についてを問うということでございます。斑鳩町の風致地

区の面積、ちょっと教えていただけますか。1種、2種、3種について。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今のご質問でありますけれども、斑鳩町で1種風致地区につきましては80.9ヘクタール、2種風致地区につきましては376.3ヘクタール、そして3種風致については171.2ヘクタールということでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 風致地区にかかって私いつも思うんですけども、斑鳩は観光の町と言われて、法隆寺世界文化遺産があり、大体来られる方は車を利用されております。余りJRとかそんなんでも利用されてない。あの松林の手前へ来たら法隆寺というのがすぐに頭へ入ります。風致地区であってここはやっぱり景観を言うところ。町なみ保存というような感じから見たら、これでいいのかと、やはり関心のある人は思われると思います。風致地区の条例をやはりよく理解してもらって、なぜそういうふうにせないかんか。許可おりましたらすぐにやはり植え込み、または塀。塀の色でも、ベージュあるいはグレーと言われております。そういうことがないともございます。また植栽してないともあります。これは県事業ではございますけども、やはり指導は斑鳩町でもしてもらわなったら、一生懸命観光のまちやいうて来た時に、何やこのまちは、ばらばらやなど。やはり、風致地区は建ぺい率が40しかない。気の毒やけどもやはりそれは守ってもらわなったら、斑鳩へ来られる方、来年60周年で色々なイベントあると思いますけども、またこの間法隆寺の総会でも偉い先生がもっと宣伝せよと。私もじっと考えて、宣伝してどれだけの効果があったか。そういうこともわからずにおっしゃった時、ああ。私は大概町のイベントには顔を出しているつもりです。どれだけの成果があったかということが一番大事やと思います。宣伝は何ぼでも出来ます。そやけども、そこにはやっぱり限界というものがあって、あない言われたけども、先生もっと言うてくれたらいいのになと思うくらいです。風致地区でどういうものであるか。これはやはり造成したらずに周囲を囲む、塀をする、植え込みをすると、これは義務づけやと思いますけども、斑鳩町をずっと歩きはってそういうところが多いですか、ちょっと教えてください。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、ご指摘のように、風致地区条例の中では植栽を施すということで、緑地率も定められております。風致申請を出される時には、当然その基準に適合しているかどうか審査なされるわけですがけれども、今、議員ご指摘いただい

ているように、申請どおり植栽が施されているかといえば、そうでない部分も当然見受けられる部分がございます。こうした部分については、許可権者であります県と連絡調整をして指導も行ってきているところでございます。

○議長（中川靖広君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 斑鳩町法隆寺の裏山周辺、また竜田川河畔など緑が豊かで自然環境に恵まれたところと皆さんが思っておられます。今後とも緑地に気をつけていただきまた自然の環境、これが一番大事かと思えます。竜田川も改修され、紅葉の色も大変よくなりました。この間も紅葉まつりに寄せていただいて、ちょっと時期的に早かった、寒さが遅かったけれども、竜田川がよみがえっております。そういうことにおいてやはり斑鳩町は歴史のまちと言われる。みんなが期待してきて、何やこんなんかと言われるのやなしに、やっぱり景観を大事にしてもらいたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 以上で、6番、浅井議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。

最近のごみ問題は、全国平均にしてあと10年余りで飽和状態となると言われている埋立処分場問題が最も大きな課題として取り上げられています。近年の環境保護への意識の高まりなどから、もうそれほど多くの埋立処分場が建設されるということは望めず今ある埋立処分場をいかに延命していくかが、これからのごみ処理の基本になろうかと思ひます。

斑鳩町におきましては、県下でも早くからごみの分別に着手され、資源として再生出来るものは再資源化をしていただいております。また、本年3月議会での町長の施政方針でも、本年度からモデルケースとして一部の自治会で紙製容器包装類の分別回収を行い、近い将来には町全域への回収へと意欲を示されておりました。また、レジ袋の削減に向けてマイバック持参推進サポーターを立ち上げるなど、積極的にごみ処理の抱えている課題に対応していただいていると思ひます。しかしながら、排出者であります住民の立場、特に高齢者を中心に、分別が複雑になり、何ごみで出してよいのかわからないという声を聞きます。

そこで、まず、町はこれまで分別回収を進めてこられまして、住民のごみの分別状況

についてどう分析し評価されているかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ごみ分別状況と、どのように分析してそれをどのように評価しているかというご質問でございます。

住民の方々のごみ分別状況ということでございますけれども、これはリサイクル率も含めてお答えをさせていただきたいと思います。

資源物として回収をいたしております瓶類、缶類につきましては、平均で80%以上がリサイクル処理をされている状況でございます。また、ペットボトル、食品トレイにつきましては、日本容器包装リサイクル協会に引き渡しを行っているところでございます。

また、毎年この協会におきまして、排出状況の適合検査というものを実施をされて、その評価もされているところでございます。その評価についてでございますけれども、ほとんど汚れがないという評価がAランクになります。そして、少し汚れているとの評価の分についてはBランクと。大変汚れているとの評価につきましてはCランクという3段階で評価をされているところでございます。平成12年度から斑鳩町におきましては引き渡しを行っておりますが、それ以降、住民の方々のご協力によりまして常に斑鳩町はAランクの評価を受けているという状況でございます。

また、昨年10月からリサイクル処理に移行をさせていただいておりますその他プラスチック類についてでございます。移行前に抜き取り調査をいたしました。その結果、我々としてはよくても20%程度しかリサイクル処理出来ないのではないかなという心配をしておったわけですが、住民の方々がきれいに排出をさせていただいているおかげをもちまして、排出量の約60%がリサイクル処理をされている状況となっております。

そのほか、可燃ごみにつきましては、若干のビニール類の混入が見受けられるところでございますが、概ね基準どおりの分別をさせていただいて排出をさせていただいているとこのように思っております。

このような状況から、住民の皆様のごみ分別状況というのは高いレベルにあると評価をいたしているところでもございます。しかし、不燃ごみにつきましては、本来有害・危険なごみとして排出をしていただく必要がありますカートリッジ式のガスボンベが混入をされているということもたまたまございます。それらを発見をしますたびに、自治会回覧とか広報紙等で、排出は有害・危険なごみの日に出していただくようにというこ

とでの周知も呼びかけているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 住民の方々の分別状況につきましては、概ね良好であるというように評価をされております。

それと、今年の7月の25日になりますけれども、香芝市と王寺町合同のごみ焼却施設におきまして携帯用のガスボンベ、先ほども町内でも混入が見受けられるというふうなことを言われておりましたけれども、この携帯用ガスボンベが原因と見られます爆発事故がありまして、作業員2名が負傷したというような記事が新聞で報道されておりました。本町でも収集作業中の爆発事故が過去に何件かあったというふうに記憶しておりますけれども、最近の爆発事故の件数と原因についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 収集作業中や処理の際に発生をいたしております爆発事故の件数と原因ということでのご質問でございますけれども、最近では本年の5月に、最終処分場というのが白石畑のところがございます。その最終処分場内の不燃ごみピット内で火災事故が発生をいたしております。原因につきましては、消火後ピット内から石油ストーブ2台を発見をいたしております。そのことから、灯油が残っておったストーブが排出をされ、何かの拍子で引火炎上したのではないかとというように推測をいたしているところでございますが、確たる原因というものは不明でございます。

それと、17年度におきましては、そういう事故の発生はございませんでした。

次に、16年度につきましては、収集車の車両でのガスボンベによります爆発事故が2件と、衛生処理場内の可燃ごみピット内での火災事故が1件、合計で3件ございました。原因についてでございますけれども、収集車両内での事故につきましては、先ほど申し上げましたカートリッジ式ガスボンベがその車両の中から発見をされておりますことから、収集中にボンベが爆発をして引火したのではないかと、このように推測をいたしております。また、ピット内の火災についてでございますけれども、これにつきましては、その原因等が推測出来るというところまでは至っておらないという状況でございます。

いずれにいたしましても、大事故、大火災に至らなかったというわけでございますが不燃ごみピット内の事故とかごみ収集車両内の事故につきましては、それぞれ収集地区というのはある程度把握を出来ますことから、該当をいたします自治会にこのような事

故があったということで、分別からの徹底ということで回覧をさせていただきますと共に、事故が起こりますたびに、先ほども申し上げましたように、広報紙等を通じまして啓発文を掲載して注意を呼びかけているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 今年を含めまして3年足らずで4件の爆発や火災事故が起こっているとご答弁いただきました。いずれにいたしましても大事に至らず不幸中の幸いであったというふうに思います。町としてその都度回覧や広報紙等で注意を呼びかけていただいているとのことですが、何度かこういう事故が起こっていることを考えますと、ほかにも講じられる対策があるのではないかと思います。このことはもうちょっと後でまた触れさせていただくとして、次に、町に対しまして住民の方からごみの分別について色々お問い合わせがあろうかと思います。その内容は皆同じようなことではないかと推測されますけれども、その問い合わせに対しまして、もちろん問い合わせた方にはきちんとお答えをいただいているというふうに思いますけれども、しかしながら他の住民の方、中にはなかなか問い合わせをすることが出来ないような住民の方もおられると思いますが、そういった方々にどのような対策をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） お問い合わせ件数はなかなか、私どもの方でも記録というものは残しておりませんので、数字的にはお答えを出来ないわけですが、今日までかなりの多くの方からごみの分別、このごみは何ごみで出せばいいのかといったようなお問い合わせがございます。その都度お答えをさせていただいているところではございますが、他の住民の方々への周知につきましては、昨年10月のその他プラスチック類のリサイクル処理移行に合わせて、質問者もご承知をいただいておりますように、「斑鳩町のごみの分け方・出し方」という冊子を全面的に改訂をさせていただき、各戸配布をさせていただいたところでございます。

その際、これまで比較的問い合わせの多かったものを例に挙げまして、その改訂版の冊子のところにイラストなどで表示をいたしますと共に、新たにごみ分別の早見表というのを商品ごとに五十音別に掲載をいたしまして、分別に迷われた時に活用をしていただけるようにということで策定をいたしたところでございます。また、広報紙でも、不定期ではございますけれども、問い合わせの多いものにつきましては掲載をさせていた

だき、正しい分別の周知というものに努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 町といたしましても、問い合わせが多かったものを例に挙げて冊子をつくるなど対応をしていただいているところではありますけれども、これだけ分別が進み色々な素材の製品が出てきますと、分別に迷ったり、また分別間違いというようなこともあると思います。特に高齢者にとりましては、分別というのが大変な作業になっていると思います。

そこで、これは三重県の名張市で見かけたものでございますけれども、ごみの集積所に「ごみの分け方、出し方」というのを記載された大きな看板が設置されております。イラスト入りで、このごみは何ごみで出すというのがわかるようになっておりまして、これは一目瞭然で大変便利だなというふうに思いました。名張市の場合コンテナが置かれておりまして、その看板を見ながら分別して分けれるようになっておりますけれども斑鳩町でもこのような看板が設置してあれば分別間違いも減るのではないかと、また不燃ごみに入れてはいけないガスボンベなどの混入も防げ事故防止することも出来るのではないかと思います。ごみ集積所で分別が正しいのかどうか最終確認が出来るということは、住民の皆さんにとりましても町にとりましてもいいことではないかと思っておりますがこのような分別方法を記載しました看板の設置につきまして、町の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご提案をいただいておりますごみ集積場所での最終確認が出来るということは、分別の間違いを防止するには役立つであろうと、このように思っておりますが、また何ごみで出していいのか迷われた時にも、集積場所を確認することが出来れば、わざわざ問い合わせをしていただくということもなくなってくるのではないかとこのように思っています。

しかし、質問者もご承知をいただいておりますように、当町のごみ集積場所は可燃ごみで平均して10世帯に1カ所、不燃ごみ・資源物集積場所でも平均で20世帯に1カ所と小規模な集積所というのがほとんどでございます。また、集積場所につきましても道路脇とか水利組合等のご理解をいただいて水路上を利用いただいているというところが多く、町の分別の仕方をすべて網羅したような看板の設置というのは非常に困難であるのではないかとこのように考えているところでございます。

今、質問者も言われてますように、私も名張市のこの質問者が撮影をされてきた分もいただいているところがございますけれども、コンテナとごみ袋での排出という観点からも、その辺でもちょっと看板の設置というのは非常に難しいのではないかなというように考えております。

○議長（中川靖広君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 私も、この町の分別の仕方を網羅したような看板の設置というのは、場所の関係や財政面から見ても難しいのではないかなというふうには思っております。しかしながら、先ほども答弁がございましたけれども、その他プラスチック類のリサイクル率が60%ということを言われましたけれども、言いかえますと残り40%は今までのように埋め立てられているというふうに思います。これから町といたしましては、最終処分場の延命のためにこのリサイクル率をもっと上げていかなければならないというふうに思います。また、この先分別の数もふえていくのではないかと思いますしそういった時に冊子の改訂や説明会などをその都度開催されるとは思いますが、例えば新たに分別がふえた場合、ふえた分の分別方法、あるいは注意事項を集積場に掲示して啓発していくことは、より正しい分別が出来て住民の方への浸透も早まるのではないかと思いますし、結果リサイクル率も上昇し埋立量の削減にもつながるのではないかと思います。また、ガスボンベなどの正しい出し方を掲示することによりまして、事故は防げるのではないかと思います。ごみ集積場は、普段町の説明会などに参加出来ない方も利用されているわけですから、啓発する場所としては最適ではないかと思います。最近では、パソコンなどによりまして簡単にイラスト入りや写真入りのポスターなんかも出来ますし、雨風防ぐようにラミネート加工するのに多少費用はかかるものの、簡単かつ安価で看板のようなものは作成出来るのではないかと思います。それを自治会等に配布していただきまして、収納ボックスに張っていただいたりネットに張っていただければ、啓発看板として十分活用出来るのではないかと思います。これについてはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、質問者もご承知をいただいておりますように、ごみ収集日をお知らせをいたします看板を作成をいたしまして、必要に応じて自治会に配布をさせていただき、その看板の設置もさせていただいているところがございます。中にはそういった収集日のお知らせする看板を設置する場所がないという集積場所もある

うかと、このように思っております。質問者が申されますように、ごみ集積所というのは、多くの方というよりもすべての住民の方が利用をされておりますので、ごみ集積場所におきます、そういう質問者からご指摘ありますことにつきまして、そのごみ集積場所における効果的な周知とか啓発といったようなことについての方法につきまして、今後研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） 斑鳩町の住民の方は、ごみ問題に非常に関心をお持ちであります。それゆえにごみの分別を間違ったらいけないということで悩まれる方が多いというふうに思っております。冊子や広報紙等で周知啓発を十分というように思わないで、正しい分別、また事故の起こらない分別収集の確立に向けまして様々な方法を研究されることを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、8番、坂口議員の一般質問は終わりました。

これをもって予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明9日、10日は休会、11日は午前9時から建設水道常任委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時53分 散会）